

岐阜地方最低賃金審議会委員名簿（第54期）

令和6年5月1日現在

区 分	氏 名	職 業 等
公益代表委員	青 木 政 浩	株式会社岐阜新聞社 元論説委員長
	栗 山 知	弁 護 士
	高 橋 勉	岐阜協立大学経済学部 教授
	寺 本 和佳子	弁 護 士
	宮 坂 果麻理	朝日大学法学部 准教授
労働者代表委員	和 泉 真 行	UAゼンセン岐阜県支部 常任
	奥 村 真 一	岐阜車体工業労働組合 執行委員長
	北 島 あづさ	自治労全国一般評議会岐阜一般労働組合 執行委員長
	栗 本 理 花	日本労働組合総連合会岐阜県連合会 副事務局長
	村 上 正 春	川崎重工労働組合岐阜支部 執行委員長
使用者代表委員	大 脇 哲 也	岐阜県商工会連合会 専務理事
	川 本 敏	岐阜県中小企業団体中央会 専務理事
	澤 村 俊 夫	一般社団法人岐阜県経営者協会 総務部長
	竹 中 拓 也	太平洋工業株式会社 人事部主査
	松 野 英 子	たんぽぽ薬局株式会社 代表取締役社長

※五十音順

令和2年(2020年)基準 岐阜市消費者物価指数

令和6年5月分

概況

令和6年5月の岐阜市の総合指数は、令和2年を100として108.0となり、前月比で0.1%の上昇、前年同月比で2.8%の上昇となった。

生鮮食品を除く総合指数は107.4となり、前月比で0.1%の上昇、前年同月比で2.6%の上昇となった。

生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は106.6となり、前月と同水準(前月比で0.0%)、前年同月比で2.6%の上昇となった。

図1 消費者物価指数の推移

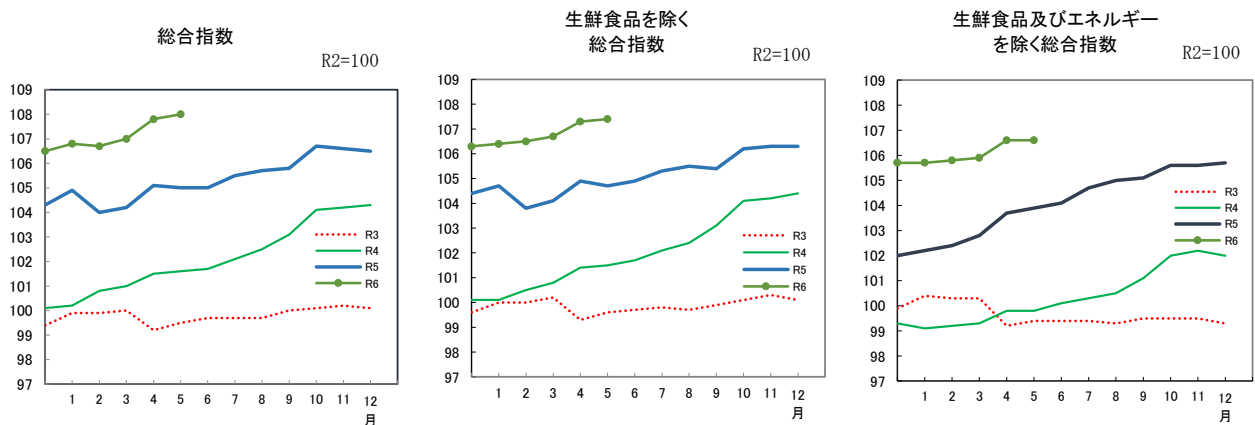


表1 総合指数、前月比及び前年同月比

		令和6年													
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
岐阜市	総合指数	指数	105.0	105.0	105.5	105.7	105.8	106.7	106.6	106.5	106.8	106.7	107.0	107.8	108.0
		前月比 (%)	0.0	0.0	0.5	0.1	0.1	0.8	-0.1	-0.1	0.2	-0.1	0.3	0.8	0.1
		前年同月比(%)	3.3	3.2	3.4	3.1	2.6	2.5	2.3	2.2	1.8	2.6	2.6	2.6	2.8
	生鮮食品を除く総合指数	指数	104.7	104.9	105.3	105.5	105.4	106.2	106.3	106.3	106.4	106.5	106.7	107.3	107.4
		前月比 (%)	-0.2	0.1	0.4	0.1	-0.1	0.7	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.5	0.1
		前年同月比(%)	3.2	3.1	3.2	3.0	2.2	2.0	2.0	1.9	1.7	2.6	2.6	2.3	2.6
生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数	指数	103.9	104.1	104.7	105.0	105.1	105.6	105.6	105.7	105.7	105.8	105.9	106.6	106.6	
	前月比 (%)	0.1	0.3	0.5	0.3	0.1	0.5	0.1	0.1	0.0	0.0	0.2	0.6	0	
	前年同月比(%)	4.0	4.1	4.4	4.4	3.9	3.5	3.4	3.6	3.4	3.3	3.1	2.8	2.6	
全国	総合指数	指数	105.1	105.2	105.7	105.9	106.2	107.1	106.9	106.8	106.9	106.9	107.2	107.7	108.1
		前月比(季節調整値)(※)(%)	0.1	0.3	0.3	0.3	0.2	0.7	0.0	0.1	0.0	0.0	0.2	0.2	0.5
		前年同月比(%)	3.2	3.3	3.3	3.2	3.0	3.3	2.8	2.6	2.2	2.8	2.7	2.5	2.8

※ 全国総合指数の前月比については、季節調整値としている。

注) 前月比及び前年同月比については、端数処理前の指数値を用いて計算しているため、公表された指数値を用いて計算した値とは一致しない場合がある。

消費者物価指数の推移（全国・岐阜市）

資料 3

（平成27年=100 区分：令和2年平均まで）（令和2年=100 区分：令和3年平均から）

区分	全 国		岐 阜 市	
	指 数	対前年 (同月)比 (%)	指 数	対前年 (同月)比 (%)
平成20年平均	98.6	1.4		
21年平均	97.2	△ 1.4	100.8	△ 1.3
22年平均	96.5	△ 0.7	100.0	△ 1.1
23年平均	96.3	△ 0.3	99.6	△ 0.4
24年平均	96.2	0.0	99.6	0.0
25年平均	96.6	0.4	99.9	0.3
26年平均	99.2	2.7	103.2	3.3
27年平均	100.0	0.8	104.4	1.2
28年平均	99.9	△ 0.1	99.7	△ 0.3
29年平均	100.4	0.5	100.0	0.3
30年平均	101.3	1.0	100.9	0.8
平成31(令和元)年平均	101.8	0.5	100.9	0.1
令和2年平均	101.8	0.0	100.2	△ 0.8
令和3年平均	99.8	△ 0.2	99.8	△ 0.2
令和4年平均	102.3	2.5	102.3	2.4
令和5年平均	105.6	3.2	105.4	3.1
令和6年1月	106.9	2.2	106.8	1.8
2月	106.9	2.8	106.7	2.6
3月	107.2	2.7	107.0	2.6
4月	107.7	2.5	107.8	2.6
5月	108.1	2.8	108.0	2.8

注1 指数の基準年について、令和3年7月分から令和2年平均を100とするよう切り替えられており新旧指数の接続が行われている。

注2 △はマイナス。

資料出所：総務省統計局、岐阜県環境生活部統計課

第4回賃上げ集計結果【定昇込み平均賃上げ】

《本部(全国)集計(第6回)》

【加重平均】

2024年6月5日現在

平均賃金方式	2024年			昨年度比	昨年実績(2023年)	
	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計	定昇相当込み 賃上げ率		定昇相当込み 賃上げ計	定昇相当込み 賃上げ率
	4,938 組合 2,886,335 人	15,236 円	5.08 %	4,429 円 1.42 ポイント	10,807 円	3.66 %
300人未満 (中小)	3,516 組合 332,855 人	11,361 円	4.45 %	3,033 円 1.09 ポイント	8,328 円	3.36 %
300人以上	1,422 組合 2,553,480 人	15,784 円	5.16 %	4,637 円 1.47 ポイント	11,147 円	3.69 %

※昨年同時期公表比較

《岐阜県(連合岐阜)集計(第4回)》

【加重平均】

2024年6月5日現在

平均賃金方式	2024年			昨年度比	昨年実績(2023年)	
	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計	定昇相当込み 賃上げ率		定昇相当込み 賃上げ計	定昇相当込み 賃上げ率
	84 組合 37,552 人	14,181 円	4.88 %	4,824 円 1.57 ポイント	9,357 円	3.31 %
製造業	58 組合 21,757 人	15,544 円	5.29 %	4,748 円 1.46 ポイント	10,796 円	3.83 %
商業流通	13 組合 8,172 人	14,635 円	5.03 %	4,827 円 1.58 ポイント	9,808 円	3.45 %
交通運輸	7 組合 6,759 人	9,661 円	3.56 %	4,692 円 1.78 ポイント	4,969 円	1.78 %
その他	6 組合 864 人	10,913 円	3.48 %	7,717 円 2.44 ポイント	3,196 円	1.04 %
300人未満 (中小)	29 組合 3,170 人	11,736 円	4.46 %	2,996 円 1.14 ポイント	8,739 円	3.31 %
300人以上	55 組合 34,382 人	14,406 円	4.92 %	4,992 円 1.61 ポイント	9,414 円	3.31 %

※昨年同一組合比較

【単純平均】

平均賃金方式	2024年			昨年度比	昨年実績(2023年)	
	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計	定昇相当込み 賃上げ率		定昇相当込み 賃上げ計	定昇相当込み 賃上げ率
	84 組合 37,552 人	12,608 円	4.49 %	4,069 円 1.42 ポイント	8,539 円	3.07 %

【その他集計(組合別)】

昨年度比プラスor維持	76 単組	90.5 %	内中小組合	26 単組
4,500円以上獲得	81 単組	96.4 %	内中小組合	26 単組

2024年 春季労使交渉・賃金改定 調査 第12報【概要版】(岐阜県内企業の妥結状況)

当協会会員企業を対象とした標記調査の最新集計について、以下の通りご報告いたします。

I 妥結状況の概況 — 労働組合員または非管理職 —

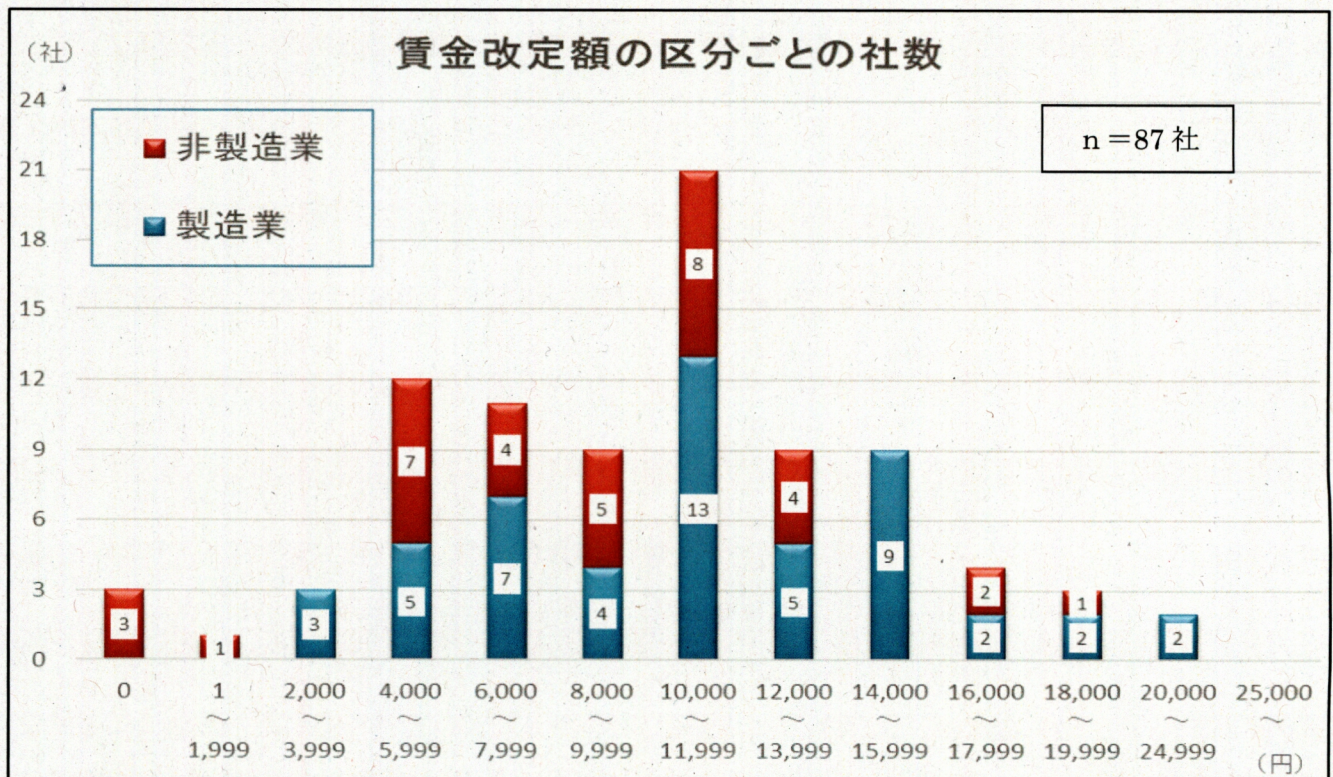
6月19日時点で93社から回答を得た。この内、集計可能であった87社の状況は以下の通り。

	集計社数	基準内賃金	平均年齢	平均勤続	妥結・結果額	増加率
今期 6/19 時点	87社	260,791円	40.9歳	13.5年	9,967円	3.83%
昨期 6/16 時点	96社	258,422円	40.2歳	13.2年	8,472円	3.26%
昨期 最終集計	106社	258,111円	40.1歳	13.2年	8,307円	3.17%

※ 数値はすべて単純平均であり、「妥結・結果額」には、定期昇給や賃金改善(ベースアップ)等の分が含まれている。

II 妥結・結果額の分布 — 労働組合員または非管理職 —

上表は87社の平均値であるが、下のグラフは各社の「妥結・結果額」を区分化し、区分ごとの該当社数を表したものである。



毎月勤労統計調査結果

- 1 産業別現金給与額（令和6年4月分）
- 2 産業別常用労働者現金給与総額の推移
- 3 産業別常用労働者現金給与総額指数
- 4 産業別常用労働者きまって支給する給与の推移
- 5 産業別常用労働者きまって支給する給与指数
- 6 産業別常用労働者所定内給与の推移
- 7 産業別常用労働者所定内給与指数

1表 産業別現金給与額 [4月分]

【事業所規模5人以上】

産 業	現金給与総額										きまって支給する給与				特別に支払われた給与			
	現金給与総額		きまって支給する給与		特別に支払われた給与		現金給与総額		きまって支給する給与		特別に支払われた給与		現金給与総額		きまって支給する給与		特別に支払われた給与	
	実数	指数	前月比	前年同月比	実数	前月比	前年同月比	実数	前月比	前年同月比	実数	前月比	前年同月比	実数	前月比	前年同月比	実数	前年同月比
計	262 856	92.8	△1.6	4.2	252 231	1.3	2.0	234 858	1.9	17 373	10 625	6 268						
製造業	377 840	104.5	△19.4	6.2	345 047	△2.5	△4.0	316 791	△4.0	28 256	32 793	30 247						
建設業	311 407	98.5	5.2	4.0	289 593	0.4	1.6	264 165	1.6	25 428	21 814	10 648						
電気・ガス・熱供給・水道業	365 607	71.4	1.4	△12.3	365 534	1.9	△6.1	333 764	△6.1	31 770	73	△ 2 185						
情報通信業	361 180	90.3	2.7	3.2	359 862	2.9	4.1	318 357	2.7	41 505	1 318	△ 4 054						
運輸業	316 832	91.6	10.0	31.4	294 196	4.5	22.2	255 134	20.4	39 062	22 636	22 347						
卸売業	206 671	92.9	3.0	△5.4	200 178	1.8	△7.8	189 335	△8.6	10 843	6 493	5 202						
金融業	328 816	78.3	△8.0	0.6	326 569	1.2	0.2	306 020	△0.5	20 549	2 247	1 073						
不動産業	270 418	106.0	△10.5	△21.4	269 392	△2.3	△15.5	252 879	△16.1	16 513	1 026	△ 23 837						
学術研究・専門・技術サービス業	347 243	93.8	3.3	6.2	336 304	4.2	7.7	317 100	10.4	19 204	10 939	△ 3 897						
宿泊業・飲食サービス業	98 106	86.7	△3.7	△6.3	98 099	△3.5	△4.3	94 779	△3.3	3 320	7	△ 2 423						
生活関連サービス業・娯楽業	164 246	84.8	10.0	△3.2	163 917	10.0	△2.0	161 522	4.0	2 395	329	△ 2 423						
教育・学習支援業	280 161	70.5	2.6	17.7	279 484	2.4	17.2	276 006	17.7	3 478	677	677						
医療サービス業	261 845	92.8	△12.2	6.2	261 446	6.2	6.0	247 268	6.0	14 178	399	267						
複合サービス業	320 016	90.9	△18.4	8.7	313 608	△0.7	7.8	296 771	10.9	16 837	6 408	3 109						
サービス業(他に分類されないもの)	241 885	95.6	1.2	7.2	233 051	1.2	4.4	217 104	4.5	15 947	8 834	5 291						

【事業所規模30人以上】

産 業	現金給与総額										きまって支給する給与				特別に支払われた給与			
	現金給与総額		きまって支給する給与		特別に支払われた給与		現金給与総額		きまって支給する給与		特別に支払われた給与		現金給与総額		きまって支給する給与		特別に支払われた給与	
	実数	指数	前月比	前年同月比	実数	前月比	前年同月比	実数	前月比	前年同月比	実数	前月比	前年同月比	実数	前月比	前年同月比	実数	前年同月比
計	290 570	90.3	△3.4	4.9	281 343	1.8	4.1	259 848	4.1	21 495	9 227	2 877						
製造業	394 624	92.4	△43.4	△3.1	388 441	1.8	△3.2	367 295	△4.9	31 146	6 183	△ 566						
建設業	329 037	97.3	5.0	1.8	310 102	0.7	1.2	280 928	1.7	29 174	18 935	5 360						
電気・ガス・熱供給・水道業	403 947	76.6	1.3	△3.2	403 820	2.0	△2.4	354 644	△0.2	49 176	127	△ 2 131						
情報通信業	350 512	92.4	3.7	2.9	348 767	3.2	3.0	316 372	1.9	32 395	1 745	395						
運輸業	328 698	91.3	9.3	52.4	306 902	5.1	42.6	259 428	36.3	47 474	21 796	21 327						
卸売業	192 658	79.3	4.8	△3.6	185 793	3.7	△6.9	179 129	△7.1	6 664	6 865	6 704						
金融業	318 825	74.2	△8.1	△2.4	316 350	0.1	△2.6	293 410	△3.0	22 940	2 475	100						
不動産業	317 372	135.0	△21.2	△24.4	317 372	△12.9	△24.4	305 852	△25.9	11 520	0	0						
学術研究・専門・技術サービス業	351 248	85.5	△6.7	△10.8	351 225	0.1	△3.8	325 230	△2.8	25 995	23	△ 28 232						
宿泊業・飲食サービス業	119 871	101.0	1.6	4.4	119 851	2.1	10.1	113 236	8.9	6 615	20	△ 6 424						
生活関連サービス業・娯楽業	204 881	122.5	6.2	3.2	204 125	6.3	5.6	198 957	13.2	5 168	756	△ 4 721						
教育・学習支援業	316 789	72.2	3.7	21.1	316 789	3.7	21.0	312 961	21.1	3 828	0	0						
医療サービス業	311 511	93.7	△13.6	6.8	311 098	1.6	6.8	292 720	7.1	18 378	413	279						
複合サービス業	321 657	90.1	△16.7	1.9	321 255	1.7	2.8	295 822	1.9	25 433	402	△ 2 576						
サービス業(他に分類されないもの)	222 653	108.8	△2.0	4.7	218 489	1.1	4.1	200 177	3.6	18 312	4 164	221						

注意 1) 「調査産業計」には、調査対象事業所が少ないため公表を除外した「鉱業、採石業、砂利採取業」を含めて算定している。

産業別常用労働者現金給与総額の推移（岐阜県）

（単位：円）

産業 年月	調査 産業計	製造業	繊維 工業	木材・ 木製品	家具 装備品	パルプ・ 紙	印刷・ 同関連業	窯業・ 土石製品	金属 製品	業務用 機械器具	電子部品 デバイス	電 気 機械器具	情報通信 機械器具	輸送用 機械器具	卸売・ 小売業
平成28年	274,876	320,906	203,978	307,777	296,236	340,472	279,447	265,761	314,516	301,118	318,289	327,958	注2	420,192	200,655
29年	285,624	330,837	238,360	319,378	306,477	370,614	273,373	321,678	314,185	319,281	345,131	340,251	注2	414,980	208,112
30年	284,234	329,846	239,238	280,307	323,672	257,250	289,356	303,623	323,813	370,296	359,524	317,224	注2	378,534	232,090
平成31年 令和元年	286,838	326,368	209,081	273,398	285,189	301,048	297,340	328,504	338,135	345,591	368,061	263,814	注2	387,860	237,483
2年	283,457	316,762	201,444	237,287	267,158	296,128	274,343	351,327	324,636	342,517	399,833	273,233	注2	367,460	222,589
3年	277,132	323,702	211,479	276,069	282,511	288,128	271,648	296,480	316,413	416,271	434,522	266,966	注2	404,976	205,665
4年	293,537	335,374	239,125	280,898	325,868	293,033	321,030	280,938	317,995	注2	465,350	307,759	519,151	438,561	256,114
5年	298,771	348,421	249,070	303,858	349,523	324,446	299,023	264,054	327,195	477,089	注2	333,035	358,637	467,900	274,017
令和6年1月	253,671	302,429	238,626	341,685	288,887	291,177	368,321	242,550	272,485	203,218	327,281	263,124	276,853	351,915	204,762
2月	249,368	287,484	248,375	251,270	302,504	304,008	407,926	250,714	271,087	214,072	332,363	279,029	288,241	350,205	193,540
3月	267,111	295,897	240,003	241,695	295,859	304,953	275,215	258,041	286,055	224,684	339,769	291,750	379,337	361,229	200,479
4月	262,856	311,407	246,370	252,179	292,773	276,384	285,926	274,054	299,395	551,832	363,444	284,622	268,445	406,140	206,671

注1：事業所規模は5人以上。

注2：サンプル不足のため非公表。

資料出所：岐阜県環境生活部統計課 「毎月勤労統計調査」

産業別常用労働者現金給与総額指数（岐阜県）

産業 年月	指 数														卸売・ 小売業
	調査 産業計	製造業	繊維工業	木材・ 木製品	家具・ 装備品	パルプ・ 紙・ 紙加工品	印刷・ 同関連業	窯業・ 土石製品	金属製品	業務用 機械器具	電子部品 デバイス	電 気 機械器具	情報通信 機械器具	輸送用 機械器具	
平成28年 平均	97.0	101.6	101.1	132.2	110.7	115.1	101.6	75.9	96.9	86.9	79.7	120.0	注4	114.1	90.3
29年	100.8	104.6	118.1	137.1	114.5	124.6	99.6	91.2	96.6	101.9	86.6	124.4	注4	112.7	93.5
30年	100.3	104.4	118.9	128.7	121.9	86.7	105.3	86.3	99.6	107.1	90.3	115.3	注4	102.7	104.4
平成31年 令和元年	101.2	103.2	103.7	117.3	106.6	101.6	108.2	93.3	103.9	99.6	92.6	96.6	注4	105.4	106.9
2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	注4	100.0	100.0
3年	97.9	102.3	105.1	118.6	105.4	97.4	99.0	84.3	96.9	115.8	110.8	98.0	注4	109.7	92.6
4年	103.7	106.3	118.7	120.7	122.7	99.0	117.1	79.8	97.7	注4	116.4	112.6	135.9	119.2	115.3
5年	105.5	110.3	123.1	130.6	130.6	109.4	109.0	75.0	100.7	136.7	注4	121.9	93.5	127.1	123.1
令和6年 1月	89.6	95.7	118.2	146.6	107.9	98.3	134.0	69.0	83.9	58.7	82.0	96.3	72.1	95.6	92.1
2月	88.0	90.9	123.1	107.8	113.0	102.7	148.4	71.3	83.5	61.8	83.3	102.1	75.1	95.2	87.0
3月	94.3	93.6	118.9	103.7	110.5	103.0	100.1	73.4	88.1	64.9	85.1	106.8	98.8	98.1	90.2
4月	92.8	98.5	122.1	108.2	109.4	93.3	104.0	77.9	92.2	159.3	91.1	104.2	69.9	110.4	92.9
対前年（同月）増減率（%）															
平成28年 平均	-5.1	-3.0	2.9	-0.3	-7.6	6.9	-17.8	-4.7	-7.7	-17.7	-4.2	-3.7	注4	-5.1	-5.1
29年	4.0	3.0	16.9	3.8	3.5	8.2	-2.1	20.1	-0.3	17.2	8.7	3.6	注4	-1.2	3.6
30年	-0.6	-0.2	0.6	-6.2	6.4	-30.3	5.8	-5.4	3.0	5.2	4.2	-7.4	注4	-8.8	11.5
平成31年 令和元年	1.0	-1.2	-12.8	-8.9	-12.5	17.0	2.7	8.1	4.3	-7.0	2.7	-16.1	注4	2.6	2.5
2年	-1.2	-3.0	-3.5	-14.7	-6.2	-1.5	-7.5	7.3	-3.7	0.3	7.9	3.5	注4	-5.1	-6.5
3年	-2.1	2.3	5.1	18.5	5.4	-2.6	-1.0	-15.8	-3.2	15.8	10.8	-2.0	注4	9.6	-7.4
4年	5.9	3.9	12.9	1.8	16.4	1.6	18.3	-5.3	0.8	注4	5.1	14.9	46.3	8.7	24.5
5年	1.7	3.8	3.7	8.2	6.4	10.5	-6.9	-6.0	3.1	4.0	注4	8.3	-31.2	6.6	6.8
令和6年 1月	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5
2月	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5
3月	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5
4月	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5

注1：事業所規模5人以上。
 注2：「調査産業計」は日本標準産業分類の鉱業～サービス業の合計。
 注3：指数は令和2年（2020年）=100。
 注4：サンプル不足のため非公表。
 注5：基準値改訂により現時点は非公表。
 資料出所：岐阜県環境生活部統計課「毎月労働統計調査」

産業別常用労働者きままって支給する給与の推移（岐阜県）

(単位：円)

産業 年月	調査 産業計	製造業	繊維 工業	木材・ 木製品	家具 装備品	パルプ・ 紙	印刷	窯業・ 土石製品	金属 製品	業務用 機械器具	電子部品 デバイス	電 気 機 械 器 具	情 報 通 信 機 械 器 具	輸 送 用 機 械 器 具	卸 売 ・ 小 売 業
平成28年	230,126	263,727	185,357	271,656	263,805	273,919	236,884	229,585	267,584	257,990	254,230	252,844	注2	330,382	175,783
29年	239,143	272,220	215,508	275,901	270,923	292,507	240,429	277,554	254,771	262,766	283,869	263,570	注2	324,750	181,109
30年	237,765	268,925	215,318	257,229	294,642	220,836	261,077	260,743	275,495	277,181	274,221	252,175	注2	292,752	199,853
平成31年 令和元年	240,398	268,107	198,056	245,800	251,211	252,134	267,048	272,472	272,873	251,734	284,527	211,758	注2	307,895	205,188
2年	237,145	259,062	185,556	217,710	235,255	250,251	251,497	280,757	255,261	259,670	302,479	228,404	注2	292,417	191,961
3年	233,949	268,817	195,355	254,023	239,962	250,088	237,885	249,536	259,769	323,139	312,990	224,323	注2	331,673	180,696
4年	244,767	273,917	205,953	254,719	278,587	239,478	271,955	235,658	266,813	注2	321,026	253,028	362,842	338,090	215,655
5年	245,579	279,482	220,958	273,028	293,545	257,007	246,090	227,378	264,561	346,354	注2	267,408	277,613	345,371	224,292
令和6年1月	241,966	275,139	238,626	246,612	285,027	290,585	272,726	237,426	263,533	203,218	327,218	263,124	274,333	348,613	190,950
2月	245,466	283,916	228,131	251,270	302,504	303,639	282,750	250,714	270,758	214,072	332,329	279,029	285,297	350,205	185,966
3月	249,014	288,413	240,003	241,549	290,041	304,369	275,195	257,640	285,570	224,684	339,725	291,750	280,374	361,229	196,704
4月	252,231	289,593	246,370	252,168	292,773	274,450	285,267	261,914	286,769	224,563	363,390	284,610	266,865	354,019	200,178

注1：事業所規模は5人以上。

注2：サンプル不足のため非公表。

資料出所：岐阜県環境生活部統計課 「毎月勤労統計調査」

産業別常用労働者きまって支給する給与指数（岐阜県）

産業 年月	調査 産業計	製造業	繊維工業	木材・ 木製品	家具・ 装備品	パルプ・ 紙・ 紙加工品	印刷・ 同関連業	窯業・ 土石製品	金属製品	業務用 機械器具	電子部品 デバイス	電 気 機械器具	情報通信 機械器具	輸送用 機械器具	卸売・ 小売業
	指 数														
平成28年 平均	97.1	101.8	99.9	126.1	112.2	109.5	94.1	81.8	104.8	99.4	84.0	110.7	注4	113.0	91.6
29年	100.9	105.1	116.1	128.0	115.2	117.4	95.5	98.8	99.8	106.7	93.8	115.4	注4	111.1	94.3
30年	100.3	103.8	116.0	124.6	123.4	88.2	103.7	92.9	107.9	106.7	90.7	110.4	注4	100.2	104.1
平成31年 令和元年	101.4	103.5	106.7	114.1	106.8	100.7	106.1	97.0	106.9	96.9	94.3	92.7	注4	105.3	106.9
2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	注4	100.0	100.0
3年	98.7	103.8	105.3	117.9	102.0	99.9	94.5	88.8	101.7	120.3	103.1	98.2	注4	113.4	94.1
4年	103.2	105.8	110.9	118.3	118.5	95.7	108.0	83.9	104.6	注4	106.1	110.8	122.9	115.6	112.3
5年	103.6	107.9	119.0	126.7	124.8	102.7	98.9	80.9	103.7	133.4	注4	117.1	94.0	118.1	116.8
令和6年 1月	102.0	106.2	128.5	114.4	121.2	116.1	108.4	84.5	103.2	78.2	108.2	115.2	92.9	119.2	99.5
2月	103.5	109.6	122.9	116.6	128.6	121.3	112.3	89.3	106.1	82.4	109.9	122.2	96.6	119.8	96.9
3月	105.0	111.3	129.3	112.0	123.3	121.6	109.3	91.7	111.9	86.4	112.3	127.7	95.0	123.5	102.5
4月	106.4	111.8	132.7	117.0	124.5	109.7	113.3	93.3	112.3	86.4	120.1	124.6	90.4	121.1	104.3
対前年（同月）増減率（%）															
平成28年 平均	-4.5	-3.1	-0.7	-1.6	-5.1	3.1	-16.2	-6.4	-1.4	-17.5	-3.8	-8.1	注4	-3.9	-4.5
29年	3.9	3.3	16.3	1.5	2.6	7.2	1.4	20.8	-4.8	7.4	11.6	4.2	注4	-1.7	3.0
30年	-0.5	-1.3	-0.1	-2.7	7.2	-24.8	8.6	-6.0	8.1	0.0	-3.3	-4.3	注4	-9.9	10.3
平成31年 令和元年	1.1	-0.2	-8.1	-8.4	-13.5	14.2	2.4	4.5	-0.9	-9.3	3.9	-16.0	注4	5.2	2.7
2年	-1.4	-3.4	-6.3	-12.4	-6.3	-0.7	-5.8	3.1	-6.5	3.2	6.1	7.8	注4	-5.0	-6.4
3年	-1.3	3.8	5.3	17.9	2.0	-0.1	-5.4	-11.2	1.7	20.2	3.1	-1.8	注4	13.4	-5.9
4年	4.6	1.9	5.3	0.3	16.2	-4.2	14.3	-5.5	2.9	注4	2.9	12.8	29.9	1.9	19.3
5年	0.4	2.0	7.3	7.1	5.3	7.3	-8.4	-3.6	-0.9	-0.8	注4	5.7	-23.5	2.2	4.0
令和6年 1月	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5
2月	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5
3月	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5
4月	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5

注1：事業所規模5人以上。
 注2：「調査産業計」は日本標準産業分類の鉱業～サービス業の合計。
 注3：指数は令和2年（2020年）=100。
 注4：サンプル不足のため非公表。
 注5：基準値改訂により現時点は非公表。
 資料出所：岐阜県環境生活部統計課「毎月勤労統計調査」

産業別常用労働者所定内給与の推移（岐阜県）

（単位：円）

産業 年月	調査 産業計	製造業	繊維 工業	木材・ 木製品	家具 装備品	パルプ・ 紙・ 紙加工品	印刷	窯業・ 土石製品	金属 製品	業務用 機械器具	電子部品 デバイス	電 機 器具	情報通信 機械器具	輸送用 機械器具	卸売・ 小売業
平成28年	221,825	239,487	169,897	253,901	246,640	235,106	245,596	225,555	242,683	292,946	220,653	247,542	注2	285,436	175,112
29年	212,875	233,359	161,658	249,775	243,902	241,543	221,053	210,593	241,280	248,778	213,122	228,166	注2	279,710	168,015
30年	221,373	239,772	187,510	253,427	250,245	256,188	227,708	249,329	230,744	250,634	227,037	238,619	注2	279,382	173,221
平成31年 令和元年	219,368	237,558	188,756	235,197	268,719	203,672	242,082	237,637	245,443	247,828	228,700	225,529	注2	257,241	189,381
令和2年	223,281	238,005	175,664	193,469	224,395	224,556	236,247	262,641	237,471	239,264	247,683	209,884	注2	268,704	184,348
令和3年	218,565	241,840	176,236	223,097	222,818	233,254	223,139	235,469	239,041	304,968	247,097	207,448	注2	289,839	173,369
令和4年	228,215	247,849	190,326	237,877	262,891	216,161	253,034	222,916	246,606	注2	257,096	225,442	343,381	295,502	208,580
令和5年	228,351	255,023	205,238	260,823	275,642	234,798	225,228	220,375	244,128	325,186	注2	246,569	264,237	303,174	214,003
令和6年1月	224,465	252,756	221,325	231,929	274,793	268,996	256,561	225,713	246,178	189,717	279,058	247,419	264,893	312,169	179,236
2月	228,526	258,208	208,767	238,030	281,379	280,230	266,017	233,180	249,391	198,186	278,917	259,365	271,003	311,971	175,773
3月	232,646	264,573	222,174	231,608	277,853	277,840	258,332	241,821	261,942	208,066	286,110	273,429	268,380	327,946	185,505
4月	234,858	264,165	220,594	240,344	278,346	253,442	264,213	246,987	262,483	208,488	301,080	265,593	257,470	314,786	189,335

注1：事業所規模は5人以上。

注2：サンプル数が少ないため非公表。

資料出所：岐阜県環境生活部統計課 「毎月勤労統計調査」

産業別常用労働者所定内給与指数（岐阜県）

産業 年月	調査 産業計	製造業	繊維工業	木材・ 木製品	家具・ 装備品	パルプ・ 紙・ 紙加工品	印刷・ 同関連業	窯業・ 土石製品	金属製品	業務用 機械器具	電子部品 デバイス	電 気 機 械 器 具	情 報 通 信 機 械 器 具	輸 送 用 機 械 器 具	卸 売 ・ 小 売 業
	指 数														
平成28年 平均	95.4	98.0	92.1	129.3	108.7	107.6	93.5	80.2	101.6	104.1	86.0	108.7	注4	104.1	91.1
29年	99.1	100.7	106.8	131.1	111.5	114.5	96.3	94.8	97.2	110.0	91.6	113.7	注4	104.0	93.9
30年	98.3	99.8	107.6	126.6	118.0	90.7	102.4	90.5	103.3	103.6	92.3	107.5	注4	95.7	102.7
平成31年 令和元年	99.7	100.5	104.3	116.2	105.9	98.1	100.6	96.3	103.4	95.2	97.2	93.1	注4	99.7	105.9
2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	注4	100.0	100.0
3年	97.9	101.6	100.4	115.5	99.3	103.9	94.4	89.6	100.6	123.3	99.3	98.8	注4	107.9	94.0
4年	102.2	104.1	108.4	123.1	116.9	96.3	107.0	84.8	103.9	注4	103.8	107.4	122.7	110.0	113.2
5年	102.3	107.1	116.9	135.0	122.8	104.5	96.4	83.8	102.8	136.1	注4	117.5	94.4	112.8	116.1
令和6年 1月	100.5	106.2	126.0	120.0	122.5	119.8	108.5	85.9	103.7	79.3	112.6	117.9	94.6	116.2	97.2
2月	102.3	108.5	118.9	123.1	125.4	124.8	112.5	88.7	105.0	82.8	112.6	123.6	96.8	116.1	95.3
3月	104.2	111.2	126.5	119.8	123.8	123.7	109.3	92.0	110.3	87.0	115.5	130.3	95.9	122.0	100.6
4月	105.2	111.0	125.6	124.3	124.1	112.9	111.8	94.0	110.6	87.1	121.5	126.5	92.0	117.1	102.7
対前年（同月）増減率（%）															
平成28年 平均	-4.1	-2.5	-4.8	-1.8	-1.1	2.7	-9.5	-6.7	-0.6	-15.6	-3.4	-7.8	注4	-2.0	-4.1
29年	4.0	2.8	16.0	1.4	2.6	6.4	3.0	18.3	-4.3	5.7	6.4	4.6	注4	-0.1	3.1
30年	-0.9	-0.9	0.7	-3.5	5.8	-20.8	6.3	-4.6	6.3	-5.8	0.8	-5.5	注4	-8.0	9.4
平成31年 令和元年	1.4	0.7	-3.1	-8.1	-10.3	8.2	-1.8	6.5	0.1	-8.1	5.3	-13.4	注4	4.1	3.0
2年	0.4	-0.5	-4.1	-13.9	-5.5	2.0	-0.5	3.8	-3.4	5.1	2.9	7.5	注4	0.3	-5.6
3年	-2.2	1.6	0.4	15.4	-0.8	3.8	-5.6	-10.4	0.6	23.2	-0.7	-1.2	注4	7.9	-6.0
4年	4.4	2.5	8.0	6.6	17.7	-7.3	13.3	-5.4	3.3	注4	4.5	8.7	30.3	1.9	20.4
5年	0.1	2.9	7.8	9.7	5.0	8.5	-9.9	-1.2	-1.1	-0.2	注4	9.4	-23.1	2.5	2.6
令和6年 1月	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5
2月	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5
3月	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5
4月	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5	注5

注1：事業所規模5人以上。
 注2：「調査産業計」は日本標準産業分類の鉱業～サービスの合計。
 注3：指数は令和2年（2020年）=100。
 注4：サンプル不足のため非公表。
 注5：基準値改訂により現時点は非公表。
 資料出所：岐阜県環境生活部統計課「毎月勤労統計調査」

岐阜県内経済情勢

令和6年4月22日

財務省東海財務局
岐阜財務事務所

1. 総論

【総括判断】「岐阜県内経済は、回復に向けた動きに一服感がみられる」

項目	前回（6年1月判断）	今回（6年4月判断）	前回比較
総括判断	緩やかに回復しつつある	回復に向けた動きに一服感がみられる	↓

（注）6年4月判断は、前回6年1月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断している。

（判断の要点）

個人消費は、持ち直している。生産活動は、足踏みの状況にある。雇用情勢は、緩やかに改善しつつある。

【各項目の判断】

項目	前回（6年1月判断）	今回（6年4月判断）	前回比較
個人消費	持ち直している	持ち直している	→
生産活動	持ち直している	足踏みの状況にある	↓
雇用情勢	緩やかに改善しつつある	緩やかに改善しつつある	→
設備投資	5年度は増加見込み	5年度は増加見込み	→
企業収益	5年度は減益見込み	5年度は減益見込み	→
企業の景況感	全産業の現状判断（5年10-12月期）は「下降」超	全産業の現状判断（6年1-3月期）は「下降」超	→
住宅建設	前年を下回っている	前年を下回っている	→
公共事業	前年を下回っている	前年を下回っている	→
企業倒産	件数は前年を上回っている	件数は前年を上回っている	→

【先行き】

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。

2. 各論

【個人消費】持ち直している

百貨店・スーパー販売は、緩やかに持ち直しつつある。コンビニエンスストア販売は、緩やかに持ち直している。ドラッグストア販売は、堅調となっている。ホームセンター販売は、弱い動きとなっている。家電大型専門店販売は、弱い動きとなっている。乗用車販売は、このところ弱い動きとなっている。

(主なヒアリング結果)

- 日常的に購入する商品では安価なPB商品が伸長する一方、節分やひなまつりなどでは、大容量で高単価のすしや惣菜が売れるなど、メリハリ消費がみられている。【スーパー】
- 外出機会の増加等により、化粧品や食料品のほか、風邪薬や花粉症対策商品が好調となっている。【ドラッグストア】
- 販売台数については、メーカーの生産停止及び出荷停止のほか、受注制限などにより、大幅な減少となった。【乗用車販売】

【生産活動】足踏みの状況にある

汎用・生産用・業務用機械は、弱い動きとなっている。輸送機械は、回復に向けた動きに足踏みがみられる。電気機械は、持ち直しの動きがみられる。金属製品は、回復に向けた動きに足踏みがみられる。窯業・土石は、弱い動きとなっている。プラスチックは、弱い動きとなっている。

(主なヒアリング結果)

- メーカーの生産停止の影響を受けて、大幅に生産減少。生産再開後は回復傾向。【輸送機械】
- 欧州等の景気減速の影響により需要は減少傾向が続いており、これに伴い生産も減少傾向。【汎用・生産用・業務用機械】
- メーカーの生産停止の影響を受けて、大幅に生産減少。足下では影響が残るものの、今後回復する予定。【金属製品】

【雇用情勢】緩やかに改善しつつある

有効求人倍率は、おおむね横ばいで推移している。

(主なヒアリング結果)

- 新規出店の際、パートやアルバイトの人手が必要になってくる。飲食等のサービス業をはじめとして、各種企業が採用をコロナ禍前の水準に戻していることから、集まりにくい状況となっている。【ホームセンター】
- エンジニアについて人手不足が深刻化する中、外国人の活用や奨学金制度等により確保を図っているものの、それでも完全な充足には至っていない。【乗用車販売】
- 地域、正規・非正規社員問わずに人手不足感がある。正規社員の離職率も高い。業界では、有資格者を高額報酬で引き抜くこともあるなど、ヘッドハントも頻繁にみられる。【ドラッグストア】
- 既存従業員の離職防止のほか、新規採用含めた人材確保のため、賃上げを実施。【輸送機械】

1. 本調査結果に関する問い合わせは下記にお願いします。

財務省東海財務局 岐阜財務事務所 財務課

TEL (058) 247-4112 (ダイヤルイン)

2. 本調査結果の概要は下記ホームページでもご覧頂けます。


<https://lfb.mof.go.jp/tokai/gifu.htm>

岐阜県内の経済情勢

令和6年4月22日

東海財務局 岐阜財務事務所




1. 岐阜県内の経済情勢（令和6年4月判断）

項目	前回（6年1月判断）	今回（6年4月判断）	前回比較	総括判断の要点
総括判断	緩やかに回復しつつある	回復に向けた動きに一服感がみられる 【令和4年4月判断以来、8期ぶり下方修正】		個人消費は、持ち直している。生産活動は、足踏みの状況にある。雇用情勢は、緩やかに改善しつつある。

〔先行き〕

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に及ぼす影響に十分留意する必要がある。


4








項目	前回（6年1月判断）	今回（6年4月判断）	前回比較
個人消費	持ち直している	持ち直している 【令和5年10月判断以来、3期連続で同じ判断】	
生産活動	持ち直している	足踏みの状況にある 【令和4年4月判断以来、8期ぶり下方修正】	
雇用情勢	緩やかに改善しつつある	緩やかに改善しつつある 【令和4年10月判断以来、7期連続で同じ判断】	








※6年4月判断は、前回6年1月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断している。

1. 岐阜県内の経済情勢（令和6年4月判断）

【前回との比較（個人消費、生産活動、雇用情勢）】

	前回（6年1月判断）	今回（6年4月判断）	前比較
総括判断	緩やかに回復しつつある	回復に向けた動きに <u>一服感がみられる</u>	

個人消費	持ち直している	持ち直している	
（百貨店・スーパー）	緩やかに持ち直しつつある。	緩やかに持ち直しつつある。	
（コンビニエンスストア）	持ち直しのテンポが緩やかになっている。	緩やかに持ち直している。	
（ドラッグストア）	堅調となっている。	堅調となっている。	
（ホームセンター）	弱い動きとなっている。	弱い動きとなっている。	
（家電）	弱い動きとなっている。	弱い動きとなっている。	
（乗用車）	持ち直している。	<u>このところ弱い動きとなっている。</u>	

生産活動	持ち直している	<u>足踏みの状況にある</u>	
（汎用機械等）	高水準ながら、弱含んでいる。	弱い動きとなっている。	
（輸送機械）	回復しつつある。	<u>回復に向けた動きに足踏みがみられる。</u>	
（電気機械）	持ち直しの動きがみられる。	持ち直しの動きがみられる。	
（金属製品）	回復しつつある。	<u>回復に向けた動きに足踏みがみられる。</u>	
（窯業・土石）	弱い動きとなっている。	弱い動きとなっている。	
（プラスチック）	弱い動きとなっている。	弱い動きとなっている。	

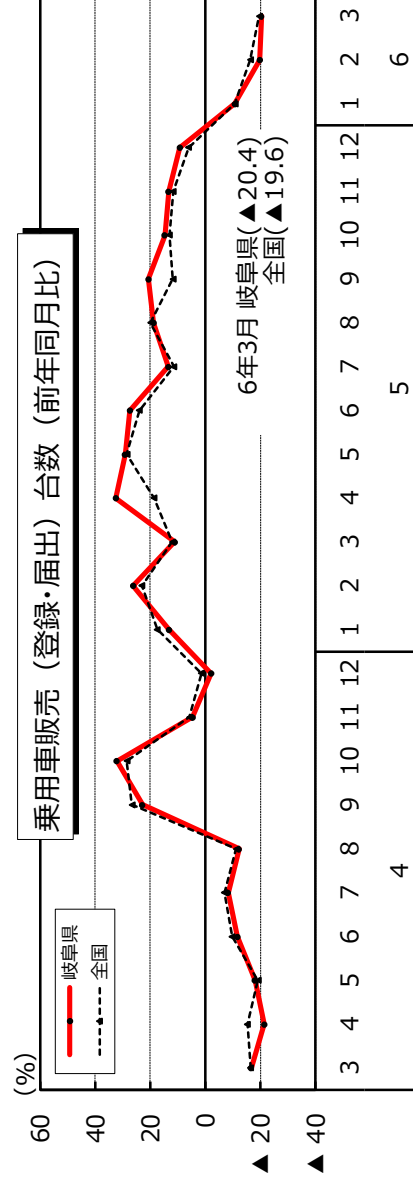
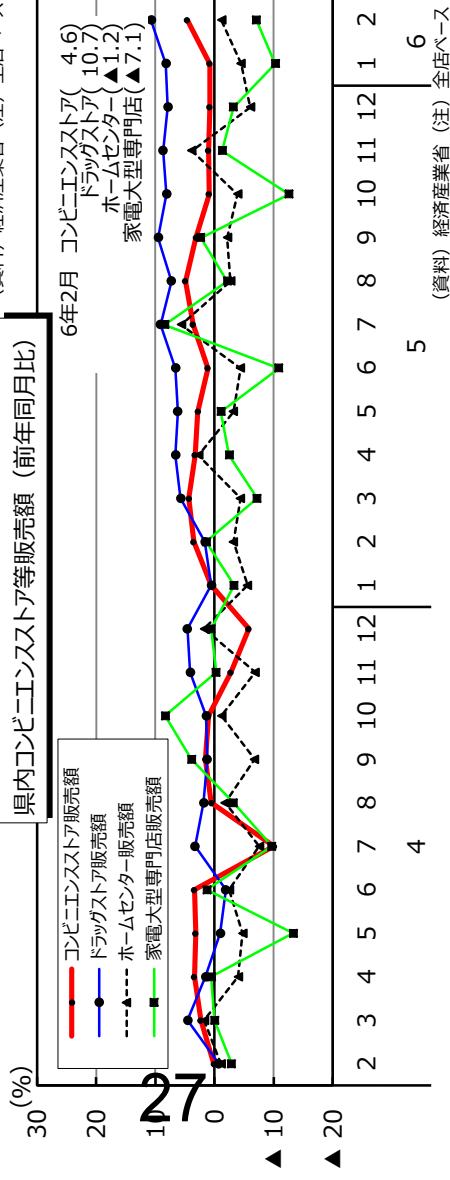
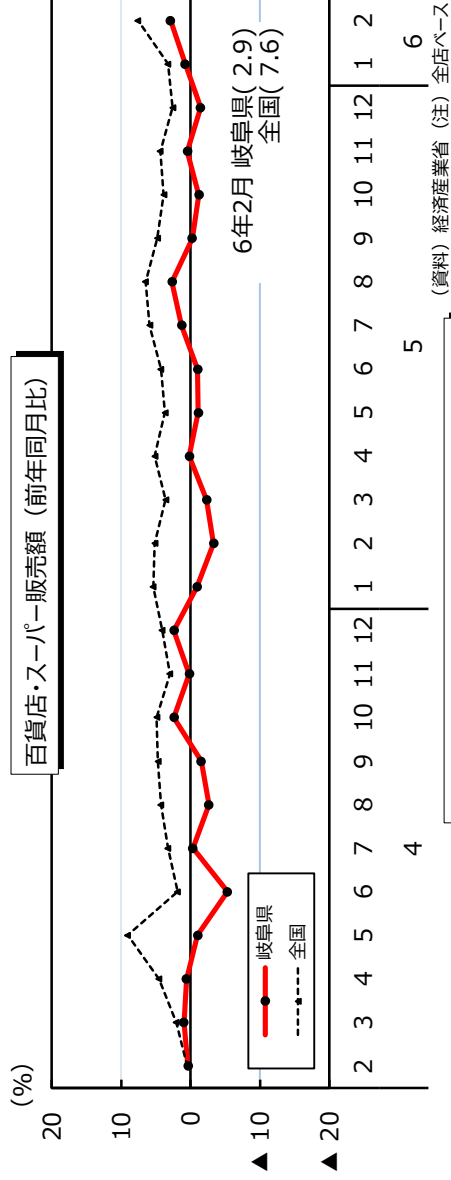
雇用情勢	緩やかに改善しつつある	緩やかに改善しつつある	
（有効求人倍率）	おおむね横ばいで推移している。	おおむね横ばいで推移している。	

1. 岐阜県内の経済情勢（令和6年4月判断）

【前回との比較（設備投資、企業収益等）】

	前回（6年1月判断）	今回（6年4月判断）	前 回 比 較
設備投資	5年度は増加見込み	5年度は増加見込み	↑
企業収益	5年度は減益見込み	5年度は減益見込み	↑
企業の景況感	全産業の現状判断（5年10-12月期）は 「下降」超	全産業の現状判断（6年1-3月期）は 「下降」超	↑
住宅建設	前年を下回っている	前年を下回っている	↑
公共事業	前年を下回っている	前年を下回っている	↑
企業倒産	件数は前年を上回っている	件数は前年を上回っている	↑

2.個人消費 ～持ち直している～



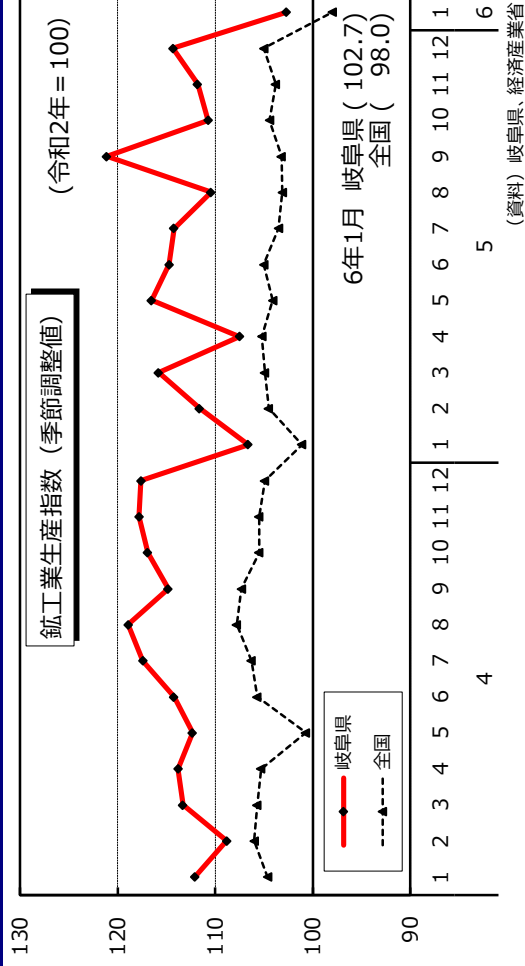
- 百貨店・スーパー販売は、緩やかに持ち直しつつある。
- コンビニエンスストア販売は、緩やかに持ち直している。
- ドラッグストア販売は、堅調となっている。
- ホームセンター販売は、弱い動きとなっている。
- 家電大型専門店販売は、弱い動きとなっている。
- 乗用車販売は、このところ弱い動きとなっている。

➤ 日常的に購入する商品では安価なPB商品が伸びる一方、節分やひなまつりなどでは、大容量で高単価のすしや惣菜が売れるなど、メリハリ消費がみられている。
【スーパー】

➤ 外出機会の増加等により、化粧品や食料品のほか、風邪薬や花粉症対策商品が好調となっている。
【ドラッグストア】

➤ 販売台数については、メーカーの生産停止及び出荷停止のほか、受注制限などにより、大幅な減少となった。
【乗用車販売】

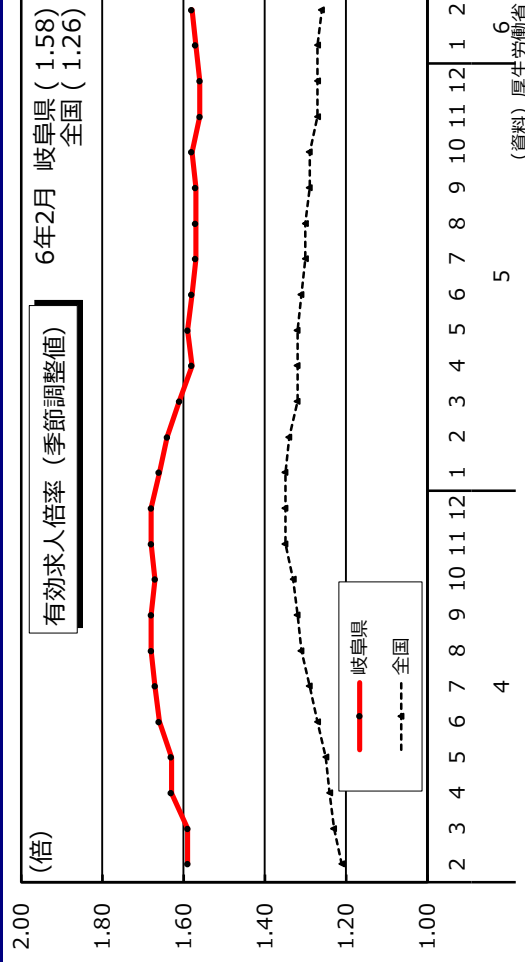
3.生産活動 ～足踏みの状況にある～



- ・ 汎用・生産用・業務用機械は、弱い動きとなっている。
- ・ 輸送機械は、回復に向けた動きに足踏みがみられる。
- ・ 電気機械は、持ち直しの動きがみられる。
- ・ 金属製品は、回復に向けた動きに足踏みがみられる。
- ・ 窯業・土石は、弱い動きとなっている。
- ・ プラスチックは、弱い動きとなっている。

- メーカーの生産停止の影響を受けて、大幅に生産減少。生産再開後は回復傾向。 【輸送機械】
- 欧州等の景気減速の影響により需要は減少傾向が続いており、これに伴い生産も減少傾向。 【汎用・生産用・業務用機械】
- メーカーの生産停止の影響を受けて、大幅に生産減少。足下では影響が残るものの、今後回復する予定。 【金属製品】

4.雇用情勢 ～緩やかに改善しつつある～



- ・ 有効求人倍率は、おおむね横ばいで推移している。

- 新規出店の際、パートやアルバイトの人手が必要になってくる。飲食等のサービス業をはじめとして、各種企業が採用をコロナ禍前の水準に戻していることから、集まりにくい状況となっている。 【ホームセンター】
- エンジニアについて人手不足が深刻化する中、外国人の活用や奨学金制度等により確保を図っているもの、それでも完全な充足には至っていない。 【乗用車販売】
- 地域、正規・非正規社員問わずに人手不足感がある。正規社員の離職率も高い。業界では、有資格者を高額報酬で引き抜くこともあるなど、ヘッドハントも頻繁にみられる。 【ドラッグストア】
- 既存従業員の離職防止のほか、新規採用含めた人材確保のため、賃上げを実施。 【輸送機械】

1.本調査結果に関する問い合わせは下記にお願いいたします。

財務省東海財務局 岐阜財務事務所 財務課

TEL (058)247-4112 (ダイヤルイン)

2.本調査結果の概要は下記ホームページでもご覧頂けます。

<https://lfb.mof.go.jp/tokai/gifu.htm>

最近の雇用失業情勢

令和6年5月

東海3県の景気は、一部に弱めの動きもみられるが、緩やかに回復している。
 公共投資は、高めの水準で推移している。
 設備投資は、増加している。住宅投資は、弱い動きとなっている。
 輸出と生産は、一時的に下押し圧力を受けているものの、増加基調にある。
 雇用・所得情勢は、緩やかに改善している。
 消費者物価（除く生鮮食品）は、前年を上回っている。

【日本銀行名古屋支店】

5月の景気動向を前年同月比の景況感D I 値で見ると、好転5、悪化18で、D I 値はマイナス13となり、前月のD I 値マイナス12に対し、1ポイントの悪化となった。

業種別の景気動向を前年同月比の景況感D I 値で見ると、製造業のD I 値はマイナス14となり、前月比6ポイントの悪化、非製造業のD I 値はマイナス12となり、前月比3ポイントの改善となった。

なお、回答のあった70業種のうち、前月調査より景況感が改善したとする業種は、製造業においては、縫製（既製服）、鋳物の2業種（前月比－2業種）であり、悪化したとする業種は、菓子、合成繊維織物、婦人・子供服、東濃ひのきの4業種（前月比＋4業種）であった。

また、非製造業において改善したとする業種は、長良川畔旅館、木造建築の2業種（前月比－3業種）であり、悪化したとする業種は、建築板金の1業種（前月比－1業種）であった。

【岐阜県中小企業団体中央会】

5月の労働力需給状況を見ると、新規求人数（原数値）は15,925人で前年同月比8.8%増加、有効求人数（原数値）は43,876人で前年同月比1.6%の増加となった。

一方、新規求職者数（原数値）は6,429人で前年同月比4.3%の増加、有効求職者数（原数値）は30,464人で前年同月比2.8%の増加となった。

管内の有効求人倍率（季節調整値）は、1.57倍となり前月から0.01ポイントの低下となった。

（注）ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

有効求人倍率の状況

- ◆ 5月の有効求人数（季節調整値）は前月より6人減少し44,771人となり、有効求職者数（季節調整値）は前月より0.8%増加し28,530人となった。
 その結果、有効求人倍率（季節調整値）は、前月より0.01ポイント低下し1.57倍となり、2か月連続で1.5倍台となった。

〔図表1〕

一般の有効求人倍率（季節調整値）は、前月より0.03ポイント上昇し1.72倍、パートの有効求人倍率（季節調整値）は、前月より0.05ポイント低下し1.40倍となった。

- ◆ 5月の新規求人倍率（季節調整値）は、前月より0.19ポイント上昇し、2.76倍となった。

〔図表1〕

- ◆ 5月の正社員有効求人数（原数値）は前年同月比1.6%増加し21,405人となり、正社員有効求職者数（原数値）は前年同月より1.0%増加し16,190人となった。その結果、正社員有効求人倍率（原数値）は、前年同月より0.01ポイント上昇し1.32倍となった。

〔図表1－2〕

〔図表1〕 求人・求職・求人倍率の状況

区分	有効求人数		有効求職者数		有効求人倍率		新規求人倍率	
	(季節調整値)	前月比(%)	(季節調整値)	前月比(%)	(季節調整値)	前月比(P)	(季節調整値)	前月比(P)
5年 5月	44,451	0.3	27,962	▲ 0.2	1.59	0.01	2.73	0.19
6年 4月	44,777	▲ 1.3	28,313	0.1	1.58	▲ 0.02	2.57	▲ 0.08
6年 5月	44,771	▲ 0.0	28,530	0.8	1.57	▲ 0.01	2.76	0.19

・令和5年12月以前の季節調整値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改定されています。

〔図表1-2〕 正社員の求人・求職・求人倍率の状況

区分	正社員 有効求人数			正社員 有効求職者数			正社員 有効求人倍率		
		前月比(%)	前年同月比(%)	(パートを除く常用有効求職者)	前月比(%)	前年同月比(%)		前月比(P)	前年同月比(P)
5年 5月	21,062	0.6	1.5	16,030	0.6	2.6	1.31	0.00	▲ 0.02
6年 4月	21,203	▲ 2.4	1.3	16,083	2.4	0.9	1.32	▲ 0.06	0.01
6年 5月	21,405	1.0	1.6	16,190	0.7	1.0	1.32	0.00	0.01

・正社員関係の数値は、原数値。

・正社員有効求人倍率は、正社員有効求人数をパートを除く常用有効求職者（フルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者が含まれる）で除して算出。

求 人 の 動 向

- ◆ 5月の新規求人数（原数値）は15,925人（前年同月比8.8%増）で、前年同月比は2か月連続の増加となった。
- ◆ 新規派遣求人数（常用、パートを含む）は264人で、前年同月比43.5%増となり、新規求人数（常用、パートを含む）に占める割合は、1.7%で前年同月より0.4ポイント上昇となった。
また、前々年同月（令和4年5月）との比較では、新規派遣求人数（常用、パートを含む）は247.4%増となり、占有割合は1.1ポイント上昇となった。
- ◆ 主な産業別の新規求人数（原数値）は、建設業1,282人（前年同月比8.6%増）で前年同月差101人の増加、製造業2,415人（前年同月比12.2%増）で前年同月差262人の増加、情報通信業118人（前年同月比53.2%増）で前年同月差41人の増加、運輸業、郵便業697人（前年同月比11.2%増）で前年同月差70人の増加、卸売業、小売業2,786人（前年同月比12.8%増）前年同月差316人の増加、宿泊業、飲食サービス業553人（前年同月比14.5%減）で前年同月差94人の減少、医療、福祉3,784人（前年同月比3.0%増）で前年同月差109人の増加、複合サービス事業、サービス業2,652人（前年同月比25.1%増）で前年同月差532人の増加となった。
製造業については、コロナ禍以前の令和元年度平均（2,817人）との比較では14.3%減で402人少ない状況となった。
- ◆ 新規求人数（原数値）を雇用形態別にみると、常用（除くパート）は9,285人（前年同月比11.6%増）、パートタイムは6,347人（前年同月比4.2%増）、臨時・季節は293人（前年同月比29.6%増）となった。
また、事業所の従業員規模別でみると、29人以下規模層は10,508人（前年同月比10.3%増）、30人以上99人以下規模層は3,842人（前年同月比6.2%増）、100人以上299人以下規模層は1,116人（前年同月比7.7%増）、300人以上規模層は459人（前年同月比0.9%増）となった。
- ◆ 5月の有効求人数（原数値）は43,876人（前年同月比1.6%増）で、前年同月比は2か月連続の増加となった。
雇用形態別では、常用（除くパート）は24,826人（前年同月比2.9%増）、パートタイムは18,322人（前年同月比0.7%減）、臨時・季節は728人（前年同月比22.1%増）で、パートタイムを除く雇用形態において前年同月比は増加となった。

〔図表2〕

〔図表3・4〕

〔図表5〕

〔図表2〕 主な産業別新規求人の状況（パートタイムを含む）

区分	産業計	建設業	製造業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	宿泊業、飲食サービス業	医療、福祉	複合サービス事業、サービス業
5年 5月	14,635	1,181	2,153	77	627	2,470	647	3,675	2,120
6年 4月	15,625	1,275	2,351	67	870	3,173	592	3,708	2,038
6年 5月	15,925	1,282	2,415	118	697	2,786	553	3,784	2,652
前年同月比(%)	8.8	8.6	12.2	53.2	(11.2)	(12.8)	▲ 14.5	(3.0)	(25.1)

※令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章した。対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について（）で示している。

（製造業のうち主な業種）

区分	食料品	繊維工業	家具・装備品	プラスチック製品	窯業・土石	金属製品	はん用、生産用、業務用機械	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械、情報通信機械	輸送用機械
5年 5月	413	116	47	114	219	179	303	148	174
6年 4月	447	119	46	125	234	253	265	130	318
6年 5月	526	128	53	98	196	196	344	153	258
前年同月比(%)	27.4	10.3	12.8	▲ 14.0	▲ 10.5	9.5	13.5	3.4	48.3

※主要業種は日本標準産業分類（H25.10改定 総務省）による。

〔図表3〕雇用形態別新規求人の状況

区 分	全数	常用(除くパート)	臨時・季節	パートタイム
5年 5月	14,635	8,317	226	6,092
6年 4月	15,625	8,483	242	6,900
6年 5月	15,925	9,285	293	6,347
前年同月比 (%)	8.8	11.6	29.6	4.2

〔図表4〕事業所規模別新規求人の状況（パートタイムを含む）

区 分	全 数	29 人 以 下	30 人 ~ 99 人	100 人 ~ 299 人	300 人 以 上
5年 5月	14,635	9,527	3,617	1,036	455
6年 4月	15,625	10,305	3,705	1,075	540
6年 5月	15,925	10,508	3,842	1,116	459
前年同月比 (%)	8.8	10.3	6.2	7.7	0.9

〔図表5〕雇用形態別有効求人の状況

区 分	全 数	常用(除くパート)	臨時・季節	パートタイム
5年 5月	43,184	24,132	596	18,456
6年 4月	44,240	24,771	758	18,711
6年 5月	43,876	24,826	728	18,322
前年同月比 (%)	1.6	2.9	22.1	▲ 0.7

求 職 の 動 向

- ◆ 5月の新規求職申込件数（原数値）は6,429件（前年同月比4.3%増）で、前年同月比は2か月連続の増加となった。

〔図表6〕

- ◆ 雇用形態別新規求職申込件数（原数値）は、常用（パートを除く）3,456件（前年同月比1.3%増）、パートタイム2,965件（前年同月比7.9%増）、臨時・季節8件（前年同月比±0.0%）となり、臨時・季節を除く雇用形態において前年同月比は増加となった。

〔図表6〕

- ◆ 新規常用求職者の実態（パートを除く）

◎ 在職中の求職者数は1,080人（前年同月比3.1%減）で前年同月比は7か月連続減少となった。

新規常用求職者に占める構成比は31.3%で、前年同月より1.4ポイント下回った。

◎ 離職者数は2,154人（前年同月比1.4%増）で前年同月比は2か月連続増加となった。

新規常用求職者に占める構成比は62.3%で、2か月連続で60%を上回った。

・離職者のうち事業主都合離職者は、前月より243人減少し470人（前年同月比1.7%増）となり、前年同月比は2か月連続増加となった。

・離職者のうち自己都合離職者は、前月より243人減少し1,585人（前年同月比2.0%増）となり、前年同月比は3か月ぶりに増加となった。

・離職者のうち定年到達者は、前月より45人減少し66人（前年同月比5.7%減）となり、前年同月比は6か月連続減少となった。

・自営は、前月より22人減少し25人（前年同月比19.4%減）となり、前年同月比は減少となった。

◎ 無業者（離職後1年を超える者、専業主婦、学卒未就職者等）は222人（前年同月比29.8%増）で前年同月比は3か月ぶりに増加となった。

〔図表7〕

◆ 年齢別新規常用求職者の動き（パートを除く）

新規常用求職者数3,456人（前年同月比1.3%増）の状況を年齢層別にみると、24歳以下層では492人（前年同月比1.7%増）、25歳以上34歳以下層では722人（前年同月比2.4%増）、35歳以上44歳以下層では547人（前年同月比8.5%減）、45歳以上54歳以下層では773人（前年同月比0.7%増）、55歳以上層では922人（前年同月比7.7%増）となり、35歳以上44歳以下層を除く年齢層において前年同月比は増加となった。

〔図表8〕

◆ 5月の有効求職者数（原数値）は30,464人（前年同月比2.8%増）で、前年同期比は16か月連続増加となった。

〔図表9〕

◆ 安定所別求人・求職の動き

5月の各ハローワークの有効求人倍率（原数値）は、ハローワーク揖斐を除くハローワークにおいて1倍を上回り、ハローワーク揖斐、多治見、高山、美濃加茂を除くハローワークにおいて前年同月を下回った。

新規求人数（原数値）は、ハローワーク大垣、揖斐、高山、関、岐阜八幡を除くハローワークにおいて前年同月を上回り、新規求職申込件数（原数値）は、ハローワーク美濃加茂を除くハローワークにおいて前年同月を上回った。

有効求人数（原数値）は、ハローワーク大垣、恵那、関、岐阜八幡、中津川を除くハローワークにおいて前年同月を上回り、有効求職者数（原数値）は、ハローワーク大垣、高山を除くハローワークにおいて前年同月を上回った。

〔図表10〕

〔図表6〕 雇用形態別新規求職申込件数の状況

区 分	全 数	常 用 (除くハ・パート)	常用のうち	臨 時・季 節	パートタイム
			中高年齢者		
5年 5月	6,166	3,411	1,624	8	2,747
6年 4月	7,901	3,996	2,022	19	3,886
6年 5月	6,429	3,456	1,695	8	2,965
前年同月比 (%)	4.3	1.3	4.4	0.0	7.9

〔図表7〕 新規常用求職者の求職時の状況（パートタイムを除く）

区 分	在 職 者	離 職 者	定 年 到 達	事 業 主 都 合	自 己 都 合	自 営	無 業 者
5年 5月	1,115	2,125	70	462	1,554	31	171
6年 4月	1,086	2,709	111	713	1,828	47	201
6年 5月	1,080	2,154	66	470	1,585	25	222
前年同月比 (%)	▲ 3.1	1.4	▲ 5.7	1.7	2.0	▲ 19.4	29.8

〔図表8〕 新規常用求職者の年齢別状況（パートタイムを除く）

区 分	常用求職者計	24歳以下	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55歳以上
5年 5月	3,411	484	705	598	768	856
6年 4月	3,996	503	825	646	886	1,136
6年 5月	3,456	492	722	547	773	922
前年同月比 (%)	1.3	1.7	2.4	▲ 8.5	0.7	7.7

〔図表9〕 雇用形態別有効求職者の状況

区 分	全 数	常 用 (除くハ・パート)	常用のうち	臨 時・季 節	パートタイム
			中高年齢者		
5年 5月	29,634	16,030	7,765	32	13,572
6年 4月	29,935	16,083	8,078	48	13,804
6年 5月	30,464	16,190	8,120	41	14,233
前年同月比 (%)	2.8	1.0	4.6	28.1	4.9

〔図表10〕 安定所別求人・求職の動き

区 分	新 規 (%)		有 効 (%)		有効求人倍率 (倍)		
	求 人	求 職	求 人	求 職	当 月	前 年 同 月	同 比
局 計	8.8	4.3	1.6	2.8	1.44	1.46	▲ 0.02
岐 阜	8.7	2.1	0.6	4.1	1.52	1.57	▲ 0.05
大 垣	▲ 7.0	1.3	▲ 9.9	▲ 0.5	1.10	1.21	▲ 0.11
(揖 斐)	▲ 4.8	10.0	1.5	0.8	0.82	0.81	0.01
多 治 見	21.2	11.8	16.9	2.0	2.07	1.81	0.26
高 山	▲ 0.1	8.0	1.2	▲ 1.0	1.26	1.23	0.03
恵 那	3.3	10.9	▲ 6.1	7.7	1.00	1.14	▲ 0.14
関	▲ 8.8	5.7	▲ 4.7	7.3	1.09	1.23	▲ 0.14
(岐 阜 八 幡)	▲ 28.9	28.2	▲ 10.8	1.8	1.14	1.30	▲ 0.16
美 濃 加 茂	37.0	▲ 1.3	1.9	0.3	1.28	1.26	0.02
中 津 川	28.8	3.0	▲ 1.8	8.0	1.36	1.49	▲ 0.13

(注1) パートタイムを含む全数による対前年同月増減率及び有効求人倍率 (原数値)

(注2) 大垣は (揖斐) 出張所を、関は (岐阜八幡) 出張所を含みます。

就 職 の 状 況

- ◆ 5月の就職者数 (原数値) は1,800人で、前年同月比8.6%減となり、3か月連続前年同月より減少となった。
- ◆ 雇用形態別では、常用 (除くパート) が772人 (前年同月比16.5%減)、パートタイムが1,006人 (前年同月比1.4%減)、臨時・季節が22人 (前年同月比12.0%減) となり、すべての雇用形態において前年同月比は減少となった。

〔図表11〕

〔図表11〕 雇用形態別就職の状況

区 分	全 数	常 用 (除 く パ ー ト)	常 用 の うち	臨 時 ・ 季 節	パ ー ト タ イ ム
			中 高 年 齢 者		
5 年 5 月	1,970	925	443	25	1,020
6 年 4 月	1,890	845	436	22	1,023
6 年 5 月	1,800	772	383	22	1,006
前年同月比 (%)	▲ 8.6	▲ 16.5	▲ 13.5	▲ 12.0	▲ 1.4

	就職件数		就職率		月間有効求人数		月間有効求職者数		新規求人数		新規求職申込件数	
	原数値	対前年同月比	原数値	対前年同月差	原数値	対前年同月比	原数値	対前年同月比	原数値	対前年同月比	原数値	対前年同月比
令和元年度	25,889	▲ 7.0	35.5	▲ 2.7	578,907	▲ 4.3	299,935	0.6	200,634	▲ 5.4	72,884	0.0
令和2年度	21,355	▲ 17.5	29.1	▲ 6.4	447,700	▲ 22.7	343,755	14.6	159,851	▲ 20.3	73,349	0.6
令和3年度	22,047	3.2	32.1	3.0	503,610	12.5	338,536	▲ 1.5	179,192	12.1	68,716	▲ 6.3
令和4年度	21,356	▲ 3.1	31.2	▲ 0.9	546,394	22.0	329,803	▲ 4.1	192,064	20.2	68,415	▲ 0.4
令和5年度	21,386	0.1	30.6	▲ 0.6	533,565	▲ 2.3	338,212	2.5	186,329	▲ 3.0	69,872	2.1
2年												
4月	1,782	▲ 29.6	24.9	▲ 8.0	38,042	▲ 25.5	26,011	1.6	11,971	▲ 34.5	7,168	▲ 6.8
5月	1,267	▲ 45.1	22.0	▲ 14.7	34,158	▲ 31.0	26,091	0.5	11,150	▲ 32.1	5,763	▲ 8.4
6月	1,852	▲ 18.9	25.4	▲ 15.3	34,294	▲ 30.5	28,092	10.9	13,392	▲ 23.1	7,285	29.8
7月	1,853	▲ 18.5	28.2	▲ 7.6	35,544	▲ 29.0	29,081	15.3	13,682	▲ 26.8	6,573	3.3
8月	1,600	▲ 17.6	28.1	▲ 7.5	35,373	▲ 28.3	29,732	20.9	11,235	▲ 29.8	5,697	4.6
9月	1,902	▲ 13.4	31.1	▲ 4.7	36,703	▲ 25.9	30,381	21.3	14,162	▲ 17.6	6,120	▲ 0.3
10月	1,933	▲ 18.5	29.9	▲ 7.3	37,516	▲ 23.7	30,756	21.3	14,520	▲ 19.2	6,463	1.2
11月	1,722	▲ 15.8	34.0	▲ 5.0	37,971	▲ 20.7	29,884	21.1	12,216	▲ 21.4	5,068	▲ 3.4
12月	1,625	▲ 10.9	37.0	▲ 2.4	37,595	▲ 21.1	28,115	20.8	13,262	▲ 24.1	4,389	▲ 5.0
3年												
1月	1,406	▲ 12.9	23.4	0.1	39,421	▲ 15.4	27,655	14.3	15,675	▲ 0.5	6,008	▲ 13.4
2月	1,774	▲ 13.3	29.6	▲ 4.1	40,225	▲ 12.5	28,239	12.5	13,711	▲ 10.2	5,986	▲ 1.4
3月	2,639	7.8	38.6	▲ 1.6	40,858	▲ 4.4	29,718	16.1	14,875	1.6	6,829	12.2
4月	2,153	20.8	27.2	2.3	39,941	5.0	30,913	18.8	14,567	21.7	7,929	10.6
5月	1,879	48.3	33.5	11.5	39,027	14.3	30,340	16.3	12,920	15.9	5,612	▲ 2.6
6月	2,019	9.0	35.5	10.1	39,228	14.4	29,585	5.3	14,429	7.7	5,688	▲ 21.9
7月	1,781	▲ 3.9	33.5	5.3	39,148	10.1	28,191	▲ 3.1	14,558	6.4	5,309	▲ 19.2
8月	1,552	▲ 3.0	29.9	1.8	39,815	12.6	27,768	▲ 6.6	13,199	17.5	5,194	▲ 8.8
9月	1,846	▲ 2.9	31.4	0.3	41,451	12.9	27,956	▲ 8.0	15,606	10.2	5,877	▲ 4.0
10月	1,830	▲ 5.3	30.4	0.5	42,974	14.5	28,229	▲ 8.2	16,564	14.1	6,019	▲ 6.9
11月	1,774	3.0	35.0	1.0	43,418	14.3	27,828	▲ 6.9	14,089	15.3	5,067	▲ 0.0
12月	1,577	▲ 3.0	37.0	0.0	43,404	15.5	26,506	▲ 5.7	15,292	15.3	4,263	▲ 2.9
4年												
1月	1,503	6.9	25.3	1.9	44,695	13.4	26,490	▲ 4.2	17,121	9.2	5,939	▲ 1.1
2月	1,827	3.0	33.5	3.9	45,207	12.4	26,730	▲ 5.3	14,756	7.6	5,447	▲ 9.0
3月	2,306	▲ 12.6	36.2	▲ 2.4	45,302	10.9	28,000	▲ 5.8	16,091	8.2	6,372	▲ 6.7
4月	1,868	▲ 13.2	26.0	▲ 1.2	44,330	11.0	28,813	▲ 6.8	16,308	12.0	7,192	▲ 9.3
5月	1,761	▲ 6.3	29.5	▲ 4.0	43,834	12.3	29,101	▲ 4.1	14,392	11.4	5,974	6.5
6月	1,946	▲ 3.6	34.3	▲ 1.2	45,253	15.4	28,829	▲ 2.6	16,895	17.1	5,679	▲ 0.2
7月	1,628	▲ 8.6	32.0	▲ 1.5	45,222	15.5	27,673	▲ 1.8	16,307	12.0	5,093	▲ 4.1
8月	1,594	2.7	30.8	0.9	45,083	13.2	27,187	▲ 2.1	14,365	8.8	5,176	▲ 0.3
9月	1,755	▲ 4.9	31.4	0.0	45,463	9.7	27,053	▲ 3.2	16,517	5.8	5,584	▲ 5.0
10月	1,812	▲ 1.0	32.0	1.6	45,701	6.3	27,298	▲ 3.3	17,188	3.8	5,655	▲ 6.0
11月	1,652	▲ 6.9	33.1	▲ 1.9	45,569	5.0	26,728	▲ 4.0	14,464	2.7	4,992	▲ 1.5
12月	1,504	▲ 4.6	34.9	▲ 2.1	44,994	3.7	25,337	▲ 4.4	15,550	1.7	4,306	1.0
5年												
1月	1,404	▲ 6.6	22.4	▲ 2.9	46,935	5.0	26,009	▲ 1.8	18,655	9.0	6,254	5.3
2月	1,895	3.7	30.8	▲ 2.7	47,227	4.5	27,343	2.3	15,639	6.0	6,159	13.1
3月	2,537	10.0	39.9	3.7	46,783	3.3	28,432	1.5	15,784	▲ 1.9	6,351	▲ 0.3
4月	1,945	4.1	25.4	▲ 0.6	43,732	▲ 1.3	29,413	2.1	15,401	▲ 5.6	7,647	6.3
5月	1,970	11.9	31.9	2.4	43,184	▲ 1.5	29,634	1.8	14,635	1.7	6,166	3.2
6月	1,891	▲ 2.8	34.0	▲ 0.3	43,072	▲ 4.8	29,025	0.7	15,346	▲ 9.2	5,558	▲ 2.1
7月	1,619	▲ 0.6	30.7	▲ 1.3	43,166	▲ 4.5	27,957	1.0	15,462	▲ 5.2	5,268	3.4
8月	1,564	▲ 1.9	28.2	▲ 2.6	43,603	▲ 3.3	27,890	2.6	14,845	3.3	5,553	7.3
9月	1,729	▲ 1.5	29.3	▲ 2.1	44,025	▲ 3.2	28,295	4.6	15,300	▲ 7.4	5,892	5.5
10月	1,885	4.0	31.8	▲ 0.2	45,294	▲ 0.9	28,621	4.8	16,959	▲ 1.3	5,926	4.8
11月	1,754	6.2	34.9	1.8	44,755	▲ 1.8	27,782	3.9	14,446	▲ 0.1	5,024	0.6
12月	1,532	1.9	33.5	▲ 1.4	44,159	▲ 1.9	26,367	4.1	14,777	▲ 5.0	4,577	6.3
6年												
1月	1,381	▲ 1.6	22.3	▲ 0.1	45,523	▲ 3.0	26,853	3.2	17,781	▲ 4.7	6,185	▲ 1.1
2月	1,973	4.1	32.3	1.5	47,022	▲ 0.4	27,919	2.1	16,563	5.9	6,101	▲ 0.9
3月	2,143	▲ 15.5	35.9	▲ 4.0	46,030	▲ 1.6	28,456	0.1	14,814	▲ 6.1	5,975	▲ 5.9
4月	1,890	▲ 2.8	23.9	▲ 1.5	44,240	1.2	29,935	1.8	15,625	1.5	7,901	3.3
5月	1,800	▲ 8.6	28.0	▲ 3.9	43,876	1.6	30,464	2.8	15,925	8.8	6,429	4.3

	月間有効求人数		月間有効求職者数		有効求人倍率	新規求人数		新規求職申込件数		新規求人倍率
	季節調整値	前月比	季節調整値	前月比		季節調整値	前月比	季節調整値	前月比	
	人	%	人	%	倍	人	%	件	%	倍
2年										
4月	37,686	▲ 8.7	24,754	▲ 2.4	1.52	11,293	▲ 21.3	5,447	▲ 4.1	2.07
5月	35,010	▲ 7.1	24,942	0.8	1.40	12,273	8.7	5,910	8.5	2.08
6月	35,147	0.4	27,187	9.0	1.29	13,110	6.8	7,263	22.9	1.81
7月	36,166	2.9	28,884	6.2	1.25	13,341	1.8	6,886	▲ 5.2	1.94
8月	36,310	0.4	30,345	5.1	1.20	12,815	▲ 3.9	6,643	▲ 3.5	1.93
9月	36,713	1.1	30,287	▲ 0.2	1.21	13,813	7.8	6,081	▲ 8.5	2.27
10月	36,845	0.4	30,314	0.1	1.22	13,219	▲ 4.3	6,070	▲ 0.2	2.18
11月	37,638	2.2	30,319	0.0	1.24	13,594	2.8	6,104	0.6	2.23
12月	37,985	0.9	30,020	▲ 1.0	1.27	13,788	1.4	5,807	▲ 4.9	2.37
3年										
1月	38,795	2.1	29,321	▲ 2.3	1.32	14,076	2.1	5,652	▲ 2.7	2.49
2月	38,921	0.3	28,945	▲ 1.3	1.34	13,775	▲ 2.1	5,817	2.9	2.37
3月	39,357	1.1	29,182	0.8	1.35	14,102	2.4	5,854	0.6	2.41
4月	39,810	1.2	29,292	0.4	1.36	14,029	▲ 0.5	5,930	1.3	2.37
5月	40,135	0.8	29,051	▲ 0.8	1.38	14,142	0.8	5,763	▲ 2.8	2.45
6月	40,151	0.0	28,507	▲ 1.9	1.41	14,120	▲ 0.2	5,670	▲ 1.6	2.49
7月	40,254	0.3	28,222	▲ 1.0	1.43	14,641	3.7	5,793	2.2	2.53
8月	40,753	1.2	28,113	▲ 0.4	1.45	14,876	1.6	5,797	0.1	2.57
9月	41,500	1.8	27,893	▲ 0.8	1.49	15,222	2.3	5,852	0.9	2.60
10月	42,353	2.1	27,958	0.2	1.51	15,497	1.8	5,831	▲ 0.4	2.66
11月	43,154	1.9	28,223	0.9	1.53	15,451	▲ 0.3	5,828	▲ 0.1	2.65
12月	43,712	1.3	28,282	0.2	1.55	15,829	2.4	5,641	▲ 3.2	2.81
4年										
1月	43,755	0.1	28,067	▲ 0.8	1.56	15,297	▲ 3.4	5,575	▲ 1.2	2.74
2月	43,857	0.2	27,564	▲ 1.8	1.59	14,852	▲ 2.9	5,359	▲ 3.9	2.77
3月	43,890	0.1	27,566	0.0	1.59	15,523	4.5	5,731	6.9	2.71
4月	44,704	1.9	27,496	▲ 0.3	1.63	16,075	3.6	5,628	▲ 1.8	2.86
5月	45,074	0.8	27,633	0.5	1.63	15,665	▲ 2.6	5,778	2.7	2.71
6月	46,108	2.3	27,777	0.5	1.66	16,278	3.9	5,756	▲ 0.4	2.83
7月	46,211	0.2	27,640	▲ 0.5	1.67	16,282	0.0	5,610	▲ 2.5	2.90
8月	45,920	▲ 0.6	27,354	▲ 1.0	1.68	15,870	▲ 2.5	5,471	▲ 2.5	2.90
9月	45,579	▲ 0.7	27,141	▲ 0.8	1.68	16,007	0.9	5,625	2.8	2.85
10月	45,440	▲ 0.3	27,176	0.1	1.67	16,466	2.9	5,683	1.0	2.90
11月	45,421	▲ 0.0	27,055	▲ 0.4	1.68	16,124	▲ 2.1	5,665	▲ 0.3	2.85
12月	45,470	0.1	27,142	0.3	1.68	16,216	0.6	5,721	1.0	2.83
5年										
1月	45,539	0.2	27,501	1.3	1.66	16,479	1.6	5,819	1.7	2.83
2月	45,573	0.1	27,864	1.3	1.64	15,730	▲ 4.5	5,746	▲ 1.3	2.74
3月	45,028	▲ 1.2	27,954	0.3	1.61	15,024	▲ 4.5	5,740	▲ 0.1	2.62
4月	44,299	▲ 1.6	28,029	0.3	1.58	15,329	2.0	6,024	4.9	2.54
5月	44,451	0.3	27,962	▲ 0.2	1.59	15,562	1.5	5,698	▲ 5.4	2.73
6月	44,046	▲ 0.9	27,963	0.0	1.58	14,999	▲ 3.6	5,602	▲ 1.7	2.68
7月	44,044	▲ 0.0	28,005	0.2	1.57	15,290	1.9	5,838	4.2	2.62
8月	44,301	0.6	28,158	0.5	1.57	15,966	4.4	6,046	3.6	2.64
9月	44,457	0.4	28,363	0.7	1.57	15,236	▲ 4.6	5,873	▲ 2.9	2.59
10月	44,759	0.7	28,313	▲ 0.2	1.58	15,863	4.1	5,699	▲ 3.0	2.78
11月	44,207	▲ 1.2	28,260	▲ 0.2	1.56	15,524	▲ 2.1	5,830	2.3	2.66
12月	44,224	0.0	28,356	0.3	1.56	15,206	▲ 2.0	6,148	5.5	2.47
6年										
1月	44,486	0.6	28,299	▲ 0.2	1.57	15,939	4.8	5,653	▲ 8.1	2.82
2月	45,109	1.4	28,565	0.9	1.58	16,278	2.1	5,976	5.7	2.72
3月	45,363	0.6	28,295	▲ 0.9	1.60	15,374	▲ 5.6	5,791	▲ 3.1	2.65
4月	44,777	▲ 1.3	28,313	0.1	1.58	15,207	▲ 1.1	5,913	2.1	2.57
5月	44,771	▲ 0.0	28,530	0.8	1.57	16,215	6.6	5,866	▲ 0.8	2.76

(注) 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(x-12-ARIMA)による。令和5年12月以前の数値は令和6年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

項目	月間有効求職者数		月間有効求人人数		有効求人倍率		新規求職申込件数		新規求人数		新規求人倍率	
	季調 対前月 増減率	原数 対前年 同月 増減率	季調 対前月 増減率	原数 対前年 同月 増減率	季節 調整値	実数	季調 対前月 増減率	原数 対前年 同月 増減率	季調 対前月 増減率	原数 対前年 同月 増減率	季節 調整値	実数
	%	%	%	%	倍	倍	%	%	%	%	倍	倍
令和元年度	-	0.6	-	▲ 4.3	-	1.93	-	0.0	-	▲ 5.4	-	2.75
令和2年度	-	14.6	-	▲ 22.7	-	1.30	-	0.6	-	▲ 20.3	-	2.18
令和3年度	-	▲ 1.5	-	12.5	-	1.49	-	▲ 6.3	-	12.1	-	2.61
令和4年度	-	▲ 4.1	-	22.0	-	1.66	-	▲ 0.4	-	20.2	-	2.81
令和5年度	-	2.5	-	▲ 2.3	-	1.58	-	2.1	-	▲ 3.0	-	2.67
2年 4月	▲ 2.4	1.6	▲ 8.7	▲ 25.5	1.52	1.46	▲ 4.1	▲ 6.8	▲ 21.3	▲ 34.5	2.07	1.67
5月	0.8	0.5	▲ 7.1	▲ 31.0	1.40	1.31	8.5	▲ 8.4	8.7	▲ 32.1	2.08	1.93
6月	9.0	10.9	0.4	▲ 30.5	1.29	1.22	22.9	29.8	6.8	▲ 23.1	1.81	1.84
7月	6.2	15.3	2.9	▲ 29.0	1.25	1.22	▲ 5.2	3.3	1.8	▲ 26.8	1.94	2.08
8月	5.1	20.9	0.4	▲ 28.3	1.20	1.19	▲ 3.5	4.6	▲ 3.9	▲ 29.8	1.93	1.97
9月	▲ 0.2	21.3	1.1	▲ 25.9	1.21	1.21	▲ 8.5	▲ 0.3	7.8	▲ 17.6	2.27	2.31
10月	0.1	21.3	0.4	▲ 23.7	1.22	1.22	▲ 0.2	1.2	▲ 4.3	▲ 19.2	2.18	2.25
11月	0.0	21.1	2.2	▲ 20.7	1.24	1.27	0.6	▲ 3.4	2.8	▲ 21.4	2.23	2.41
12月	▲ 1.0	20.8	0.9	▲ 21.1	1.27	1.34	▲ 4.9	▲ 5.0	1.4	▲ 24.1	2.37	3.02
3年 1月	▲ 2.3	14.3	2.1	▲ 15.4	1.32	1.43	▲ 2.7	▲ 13.4	2.1	▲ 0.5	2.49	2.61
2月	▲ 1.3	12.5	0.3	▲ 12.5	1.34	1.42	2.9	▲ 1.4	▲ 2.1	▲ 10.2	2.37	2.29
3月	0.8	16.1	1.1	▲ 4.4	1.35	1.37	0.6	12.2	2.4	1.6	2.41	2.18
4月	0.4	18.8	1.2	5.0	1.36	1.29	1.3	10.6	▲ 0.5	21.7	2.37	1.84
5月	▲ 0.8	16.3	0.8	14.3	1.38	1.29	▲ 2.8	▲ 2.6	0.8	15.9	2.45	2.30
6月	▲ 1.9	5.3	0.0	14.4	1.41	1.33	▲ 1.6	▲ 21.9	▲ 0.2	7.7	2.49	2.54
7月	▲ 1.0	▲ 3.1	0.3	10.1	1.43	1.39	2.2	▲ 19.2	3.7	6.4	2.53	2.74
8月	▲ 0.4	▲ 6.6	1.2	12.6	1.45	1.43	0.1	▲ 8.8	1.6	17.5	2.57	2.54
9月	▲ 0.8	▲ 8.0	1.8	12.9	1.49	1.48	0.9	▲ 4.0	2.3	10.2	2.60	2.66
10月	0.2	▲ 8.2	2.1	14.5	1.51	1.52	▲ 0.4	▲ 6.9	1.8	14.1	2.66	2.75
11月	0.9	▲ 6.9	1.9	14.3	1.53	1.56	▲ 0.1	▲ 0.0	▲ 0.3	15.3	2.65	2.78
12月	0.2	▲ 5.7	1.3	15.5	1.55	1.64	▲ 3.2	▲ 2.9	2.4	15.3	2.81	3.59
4年 1月	▲ 0.8	▲ 4.2	0.1	13.4	1.56	1.69	▲ 1.2	▲ 1.1	▲ 3.4	9.2	2.74	2.88
2月	▲ 1.8	▲ 5.3	0.2	12.4	1.59	1.69	▲ 3.9	▲ 9.0	▲ 2.9	7.6	2.77	2.71
3月	0.0	▲ 5.8	0.1	10.9	1.59	1.62	6.9	▲ 6.7	4.5	8.2	2.71	2.53
4月	▲ 0.3	▲ 6.8	1.9	11.0	1.63	1.54	▲ 1.8	▲ 9.3	3.6	12.0	2.86	2.27
5月	0.5	▲ 4.1	0.8	12.3	1.63	1.51	2.7	6.5	▲ 2.6	11.4	2.71	2.41
6月	0.5	▲ 2.6	2.3	15.4	1.66	1.57	▲ 0.4	▲ 0.2	3.9	17.1	2.83	2.97
7月	▲ 0.5	▲ 1.8	0.2	15.5	1.67	1.63	▲ 2.5	▲ 4.1	0.0	12.0	2.90	3.20
8月	▲ 1.0	▲ 2.1	▲ 0.6	13.2	1.68	1.66	▲ 2.5	▲ 0.3	▲ 2.5	8.8	2.90	2.78
9月	▲ 0.8	▲ 3.2	▲ 0.7	9.7	1.68	1.68	2.8	▲ 5.0	0.9	5.8	2.85	2.96
10月	0.1	▲ 3.3	▲ 0.3	6.3	1.67	1.67	1.0	▲ 6.0	2.9	3.8	2.90	3.04
11月	▲ 0.4	▲ 4.0	▲ 0.0	5.0	1.68	1.70	▲ 0.3	▲ 1.5	▲ 2.1	2.7	2.85	2.90
12月	0.3	▲ 4.4	0.1	3.7	1.68	1.78	1.0	1.0	0.6	1.7	2.83	3.61
5年 1月	1.3	▲ 1.8	0.2	5.0	1.66	1.80	1.7	5.3	1.6	9.0	2.83	2.98
2月	1.3	2.3	0.1	4.5	1.64	1.73	▲ 1.3	13.1	▲ 4.5	6.0	2.74	2.54
3月	0.3	1.5	▲ 1.2	3.3	1.61	1.65	▲ 0.1	▲ 0.3	▲ 4.5	▲ 1.9	2.62	2.49
4月	0.3	2.1	▲ 1.6	▲ 1.3	1.58	1.49	4.9	6.3	2.0	▲ 5.6	2.54	2.01
5月	▲ 0.2	1.8	0.3	▲ 1.5	1.59	1.46	▲ 5.4	3.2	1.5	1.7	2.73	2.37
6月	0.0	0.7	▲ 0.9	▲ 4.8	1.58	1.48	▲ 1.7	▲ 2.1	▲ 3.6	▲ 9.2	2.68	2.76
7月	0.2	1.0	▲ 0.0	▲ 4.5	1.57	1.54	4.2	3.4	1.9	▲ 5.2	2.62	2.94
8月	0.5	2.6	0.6	▲ 3.3	1.57	1.56	3.6	7.3	4.4	3.3	2.64	2.67
9月	0.7	4.6	0.4	▲ 3.2	1.57	1.56	▲ 2.9	5.5	▲ 4.6	▲ 7.4	2.59	2.60
10月	▲ 0.2	4.8	0.7	▲ 0.9	1.58	1.58	▲ 3.0	4.8	4.1	▲ 1.3	2.78	2.86
11月	▲ 0.2	3.9	▲ 1.2	▲ 1.8	1.56	1.61	2.3	0.6	▲ 2.1	▲ 0.1	2.66	2.88
12月	0.3	4.1	0.0	▲ 1.9	1.56	1.67	5.5	6.3	▲ 2.0	▲ 5.0	2.47	3.23
6年 1月	▲ 0.2	3.2	0.6	▲ 3.0	1.57	1.70	▲ 8.1	▲ 1.1	4.8	▲ 4.7	2.82	2.87
2月	0.9	2.1	1.4	▲ 0.4	1.58	1.68	5.7	▲ 0.9	2.1	5.9	2.72	2.71
3月	▲ 0.9	0.1	0.6	▲ 1.6	1.60	1.62	▲ 3.1	▲ 5.9	▲ 5.6	▲ 6.1	2.65	2.48
4月	0.1	1.8	▲ 1.3	1.2	1.58	1.48	2.1	3.3	▲ 1.1	1.5	2.57	1.98
5月	0.8	2.8	▲ 0.0	1.6	1.57	1.44	▲ 0.8	4.3	6.6	8.8	2.76	2.48

写

資料 9

厚生労働省発基 0625 第 2 号
令和 6 年 6 月 25 日

中央最低賃金審議会

厚生労働大臣 武見 敬三



令和 6 年度地域別最低賃金額改定の目安について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2024（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議を求める。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版
(令和6年6月21日閣議決定)

<関係部分抜粋>

I. 新しい資本主義の進捗と実現

1. 2024年の改訂の考え方

「新しい資本主義」では、成長と分配の好循環、賃金と物価の好循環を実現することを目指してきた。

まず「賃金」が上がる。その結果、「消費」が活発化し、企業収益が伸びる。それを元手に企業が成長のための「投資」を行うことで、「労働生産性」が上がり、賃金が更に持続的に上がるという好循環を実現する。これにより、「コストカット型の経済」から「成長型の新たな経済ステージ」へと移行することを目指してきた。

他方、これまでの30年間のデフレ経済下では、生産性が上がれば賃金が上がると言われていたものの、実際には企業収益が伸びたときですら、賃金は上がらなかった。

長年にわたり染み付いたデフレ心理を払拭し、「賃金上がることは当たり前」という方向に、社会全体の意識を一気呵成に変えることが必要である。

当初から、新しい資本主義では、以下の3点をテーマとして掲げた。

- ① 「市場も国家も」「官も民も」による新たな官民連携
- ② 課題解決を通じての新たな市場の創造、すなわち社会的課題解決と経済成長の二兎の実現
- ③ 課題解決を通じての一人ひとりの国民の持続的な幸福の実現

また、基礎的条件としての経済安全保障の徹底。

これらの点は、2022年6月に閣議決定したグランドデザイン及び実行計画、2023年6月に閣議決定した2023年改訂版で一貫して主張してきた。

また、その実現に当たっては、分配の目詰まりの解消、官民連携による成長力の確保、民間も公的役割を担う社会の実現の3点に注力してきた。具体的には、官民連携による賃上げ、設備投資、スタートアップ育成、イノベーションの推進を同時に拡大するための施策を実施するとともに、新たな官民の連携を粘り強く呼び掛けてきた。

今般、2回目の実行計画の改訂に当たり、新しい資本主義実現会議において審議を繰り返したところ、こうしたこれまでの新しい資本主義の取組の方向性は正しかったこと、そして、デフレから完全に脱却する歴史的チャンスを手にするという合意に至った。

私たちは、昨年を大きく上回る春季労使交渉での賃上げ、史上最高水準の設備投資、史上最高値圏の株価といった成果を手に入れている。しかしながら、我が国のデフレ脱却への道は、いまだ道半ばである。

年初来、対米ドル円レートは1割程度円安が進んでおり、その影響は半年から1年かけて物価上昇率に反映される可能性がある。政府と日本銀行には、緊密に連携し、経

済・物価動向に応じて機動的な政策運営を行っていくことにより、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することが求められる。その際、年初来進行している円安の影響が、今後物価に反映されてくることも踏まえ、円安が今後の物価に与える影響についても十分に注視する必要がある。

デフレを抜け出すチャンスをつかみ取れるか、後戻りしてしまうかは、今回の実行計画の改訂に基づき、これからの対応次第である。物価高を乗り越えるために、今年、物価上昇を上回る所得を必ず実現し、来年以降に、物価上昇を上回る賃上げを必ず定着させる。

物価上昇を上回る賃上げを「定着」させるためには、中小・小規模企業の賃上げの「定着」が必要であり、このため、中小・小規模企業の「稼ぐ力」の向上に全力を挙げる。我が国の生産年齢人口は減少しつつあることに鑑み、構造的な人手不足状況の中で、これを達成するためには、省力化投資の加速的促進・仕事をしたいシニア層のための環境整備等の人手不足対策、価格転嫁等の我が国の商慣行における定着が不可欠である。

これらを含め、今般の実行計画の改訂において、一層の取組の具体化が必要な項目を以下に明らかにするとともに、新しい資本主義の取組全体の加速を図るため、2024年改訂版の閣議決定を行うものである。

2. 経済構造改革の加速

人類は、従来の延長線上にない非連続な技術革新がもたらす歴史上大きなパラダイムシフトに直面している。テクノロジーの進化に伴う産業構造の変化が非常に速いスピードで進んでおり、テクノロジーを活用することで中小・小規模企業もグローバルに販路を広げることができる好機である。

また、社会課題の解決を通して、眠れる資産を活用しての新たな市場の創出、さらに、既存企業の事業の省力化や自動化、働き手のリ・スキリングによる労働生産性の向上、といった潜在能力を我が国は秘めている。

成長と分配の好循環を図り、賃金と物価の好循環をより実感の伴う形で本格化させるためには、大局的な視座の下、各産業分野の構造的課題を把握した上で、政策を組み合わせ、経済構造の改革を成し遂げなければならない。

世界でも人口減少・少子高齢化にいち早く直面する我が国においては、人材・資源・資金・データが円滑に循環することで、スパイラル状に付加価値を高め、継続的な所得向上を実現する成長戦略として、以下の3つの循環を作り出していく。

- ① 生産性を高め供給を増やす循環：人口減少を機会と捉え、産業の革新（スタートアップの成長、既存企業のイノベーション・事業承継・M&A）を促し、リ・スキリングと労働移動を通じて供給サイドを強化することで、継続的な所得向上を実現する。
- ② 需要を増やす循環：社会課題解決を通して需要を開拓し、対価を伴う付加価値の高い解決策を生み出すことで新たな市場を創出・拡大し、その成果を可視化していく。
- ③ 海外とつながる循環：海外との双方向のつながりによって、ソリューションの海外展開、投資や人材の流入を促し、市場拡大を加速させる。

社会課題はブルーオーシャンであり、コストは成長のための投資であるという考えの下、更なる成長・生産性向上のために、関連する様々な産業において人材・資源・資金・データ等の循環を阻害する規制や商慣習等の「目詰まり」を解消し、構造改革につなげていくことが必要である。旧来の硬直的な規制や経済構造等の「壁」を改革すべく、従来の産業や分野の括りにとらわれることなく、政策を横断的かつ一体的に実行する。

これらによって、我が国が抱える社会課題の解決を通して、所得や幸福感（ウェルビーイング）が継続的に向上する状況を作り出すことで、一人ひとりが明日は今日よりも良くなると実感できる社会を目指す。

II. 人への投資に向けた中小・小規模企業等で働く労働者の賃上げ定着

1. 価格転嫁の商習慣化の徹底と中小・小規模企業の省力化投資の加速

労働生産性と一人当たり賃金の間には正の相関があり、労働生産性が高くなると賃金水準が上昇する蓋然性が高いが、OECD加盟国38か国の中で、我が国は32位にとどまっている。

また、マークアップ率は、製造コストの何倍の価格で販売できているかを見るものであるが、1980年時点から各国のマークアップ率が上昇する中で、日本の上昇率は低く、近年では国際的に低い水準となっている。他方で、マネージャーの給与の高さはマークアップ率の高さと相関しているとの分析がある。

我が国でも、この20年間で、「自分が気に入った付加価値には対価を払う」「購入する際に安さよりも利便性を重視」といった、値段よりも付加価値を重視する消費行動が増加している。付加価値に対して、より多くの金額を支払う消費行動が我が国にも定着しつつあり、マークアップ率向上の余地が生まれている。

今年にとどまらず、来年も、再来年も、持続的な賃上げを定着させていくためには、春季労使交渉における労使の協力に加え、労働生産性やマークアップ率向上を通じた付加価値の拡大が不可欠である。このため、労務費の価格転嫁に加え、人手不足の中で御苦勞をされている中小・小規模企業の皆さんの労働生産性の引上げのため、省力化投資に官民で全力で取り組む。

(1) 労務費等の価格転嫁の推進

大企業における高い賃上げの動きが中小企業・小規模企業に広がっていくためには、労務費の価格転嫁が鍵の一つである。中小・小規模企業における十分な賃上げによって裾野の広い賃上げが実現していくことが大切であり、政府としては、あらゆる手を尽くしてきた。

この結果、民間の調査会社によると、多少なりとも価格転嫁ができている中小企業は、2022年12月時点で69.2%であったが、2024年2月時点で75.0%に上昇した。他方、価格転嫁が全くできないと回答した企業も比率が減少しているとはいうものの（15.9%→12.7%）、残っており、転嫁対策の更なる徹底が必要である。中小・小規模企業の取引適正化のため、価格転嫁の基本的な法律である下請代金法の制度改革も含

め検討を進める。

①労務費転嫁指針の更なる周知（重点 22 業種での自主行動計画の策定等）

昨年末に、内閣官房と公正取引委員会連名の労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を、発注者側・受注者側に公表し、違反行為は独占禁止法に抵触するおそれがあることを示した。

この中では、労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針として、労務費の上昇分の転嫁方針の社長等の関与の必要性、交渉に当たり最低賃金や春季労使交渉の上昇率等を合理的な根拠があるものとして尊重すること、サプライチェーンの先の取引価格も適正化すべき立場に在ることを意識して転嫁を認めること等を含め、発注者及び受注者が採るべき行動/求められる行動を 12 の行動指針として取りまとめた。公正取引委員会において、労務費指針の周知・徹底状況の把握に向けたフォローアップのための特別調査を実施する。

また、指針に沿った行動の徹底を産業界に強く要請するとともに、適切な価格転嫁を、我が国の新たな商習慣として、中小・小規模企業間を含めて、サプライチェーン全体で定着させるため、合計 1,873 の業界団体に対し、指針の徹底と取組状況のフォローアップを要請した。

さらに、コストに占める労務費の割合が高い、あるいは、労務費の転嫁率が低いといった、特に対応が必要な 22 業種については、各団体に対し、自主行動計画の策定や、転嫁状況の調査・改善を要請し、フォローアップのため、内閣官房副長官をヘッドとして関係省庁連絡会議を設置した。

特に 22 業種について、自主行動計画の実施状況の把握、策定・改定等を加速する。具体的には、以下の 4 点について、特に、各省庁の進捗状況を確認する。

- i) 指針を反映するための自主行動計画の改定や、指針を踏まえた自主行動計画の新たな策定について、今月末までに完了すること
- ii) 各業界で指針に沿った対応がなされているかについて、業界団体と連携し、実態調査を実施、価格転嫁の状況を把握した上で、不十分な場合には、速やかに改善策を検討すること
- iii) 公正取引委員会の行う指針の遵守状況についての特別調査に、各省庁も積極的に協力すること
- iv) 中小企業庁の価格交渉月間の調査においても、業界ごとの労務費の転嫁率等のデータを把握すること

公正取引委員会・中小企業庁においては、調査結果を踏まえ、独占禁止法と下請代金法に基づき厳正に対処する。

②独占禁止法に基づく労務費転嫁指針の遵守の徹底

取組が不十分な事業者について独占禁止法に基づき 10 社の企業名を公表した。公正取引委員会において、これらの企業の今後の対応を含め、徹底状況について調査を実施し、取引改善を図る。

③下請代金法違反行為への厳正な対処

下請代金法違反行為については、本年1月以降で11件の勧告を実施するとともに、下請事業者への対価を引き下げた場合だけでなく、労務費等のコストが上昇する中で、下請事業者への対価を据え置く場合についても、下請代金法違反となり得る旨を、運用基準の中で明確化した。引き続き、強化された下請代金法の運用基準に基づき、公正取引委員会・中小企業庁において、厳正に対処していく。また、事業所管省庁とも連携し、面的な執行による下請代金法の勧告案件の充実を図るとともに、下請代金法の改正についても、検討する。

また、下請代金法の実効性をより高めるため、下請代金法違反により勧告を受けた企業には、補助金交付や入札参加資格を停止する方策を検討する。

さらに、賃金と物価の好循環に向けた懇談を開催し、中小企業からの意見を聴取した。ここで意見の出た官公需も含めた労務費等の価格転嫁の周知・徹底、労務費転嫁指針の価格交渉の申込様式の業種特性に応じた展開・活用、小規模企業も含む取引実態の把握の強化、下請Gメンや優越Gメンも活用した下請代金法の執行強化、手形等の支払サイト短縮の後押し等の取引適正化を徹底する。

④地方版政労使会議の開催

賃上げの地方への波及に向けて、地方版政労使会議の開催を実効的なものとするよう、フォローアップを行い、来春の実施に向けた準備を行い、その定着を図る。

⑤消費者に対する理解促進

価格転嫁率は、川下のBtoC事業では相対的に転嫁率が低い、といった課題がある。BtoBの独占禁止法・下請代金法に基づく労務費を中心とした転嫁促進を進めるとともに、消費者に対して、転嫁に理解を求めていく。

(2) 人手不足下での労働生産性向上のための中小・小規模企業の省力化投資

①運輸業、宿泊業、飲食業を始めとした人手不足感の強い業種でのAI/ロボット等の自動化技術の利用拡大

データ上、一人当たり労働生産性は、近年大企業が急速な伸びを示しているのに対し、中小企業の伸びが停滞している。人手不足の中、中小・小規模企業の労働生産性向上と、成長の果実が中小・小規模企業に帰属するよう、取引関係について、大企業にも協力をお願いすることが、急務である。

AI、ロボットなど自動化技術を利用している企業は、利用していない企業と比べ、生産性・賃金が高いという相関がある。AIツールの導入については、特にスキルの不足している労働者がその恩恵を受けやすいことが分かっており、中小・小規模企業の導入メリットは大きい。また、AI、ロボットの利用については、法律・会計士事務所、運輸業、宿泊・飲食等では、特に業務効率の向上が見込まれる。業務効率向上が高く見込まれる産業分野については、特にその利用促進を図る必要がある。

これらを踏まえ、人手不足の中小・小規模企業にAIツール、ロボットの導入を加速する。

AI、ロボットの導入やDXを始めとする省力化投資について、各事業所管省庁で具体

的プランを検討し、政府を挙げて支援を加速する。

②各産業の自動化技術を用いる現場労働者の育成に向けたリ・スキリング

我が国では、人手不足と言いながら、それぞれの産業で基本的な自動化技術の利用を行うことができる労働者の割合が低い。リ・スキリングの対象として、これらの現場労働者の育成が重要である。

AIツールは、OJTを補完し、従業員に学習効果をもたらすことも分かっている。

産業の現場の労働者のリ・スキリングに向けて、取組を進める。特に、人手不足感の強い、運輸業、宿泊業、飲食業については、重点的に自動化技術の利用促進を図る。

③中小・小規模企業に対する自動化技術等の省力化投資に対する集中的支援

企業が予定している設備投資は、「設備の代替」が57.0%、「既存設備の維持・補修」が28.5%と多く、「省力化・合理化」、「情報化（IT化）関連」、「DX（デジタル・トランスフォーメーション）」はいまだ少ない。

また、人手不足への対応としても、過半の企業は採用増に頼っており、人手不足にもかかわらず省力化投資を行っている企業は増えつつあるが、いまだ2割未満で少ない。省力化投資、人材能力開発の支援策も利用し、中小・小規模企業自身が問題意識を持って省力化、デジタル/ロボットの実装に取り組むことが重要である。

この一環として、面倒な申請書類や、面倒な手続なしに、省力化効果の高い汎用製品をカタログから選ぶ、カタログ式の省力化投資補助金を、3年で5,000億円規模で新設した。省力化投資補助金を通じて、中小・小規模企業の省力化投資を支援するため、申請受付を今月から開始する。また、現在12カテゴリ（無人搬送車、清掃ロボット、券売機、配膳ロボット、自動倉庫、検品・仕分けシステム、スチームコンベクションオーブン、自動チェックイン機、自動精算機、タブレット型給油許可システム、オートラベラー（ラベルを商品に自動で貼り付ける機器）、飲料補充ロボット）で実施している登録機器等について、中小・小規模企業の声を踏まえ、対象を拡充する。

なお、中小・小規模企業向けの既存補助金についても、利便性を高める執行改善を行う。

④（略）

（3）（略）

2. 非正規雇用労働者の処遇改善

賃上げの裾野を更に広げていくため、男女間賃金格差の是正や、非正規雇用労働者の方の賃金引上げを進める。

（1）最低賃金の引上げ

昨年の最低賃金の全国加重平均は1,004円と、目指していた「全国加重平均1,000円」を達成した。引上げ額は全国加重平均43円で、過去最高の引上げ額となった。

今年、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論いただく。労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模企業の自動化・省力化投資や、事業承継、M&Aの環境整備等について、官民連携して努力する。また、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

(2) 非正規雇用労働者に対する同一労働・同一賃金制の施行強化

同一企業内の正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差を禁止する同一労働・同一賃金制の法施行後も、正規雇用労働者・非正規雇用労働者間には、この差が合理的でない結論はできないが、時給ベースで600円程度の賃金格差が存在している。

非正規雇用労働者の処遇を上げていくためには、同一労働・同一賃金制の徹底した施行が不可欠である。この面においても、労働基準監督署が施行の徹底を図っていく。

昨年11月より法施行を強化し、基本給・賞与の差の根拠の説明が不十分な企業のうち、都道府県労働局が指導・助言を実施していない企業については、一律で、労働基準監督署において点検要請書を対面で交付し、点検要請書において、経営者に報告の上、対応結果の報告を2か月以内に行うことを求めるなどとしてきた。

また、非正規雇用労働者の正社員転換の際の受け皿となり得る、職務限定社員、勤務地限定社員、時間限定社員等の多様な正社員や、無期雇用フルタイム社員にも、同一労働同一賃金ガイドラインの考え方を波及させていくことも含め、パート・有期雇用労働法等の在り方の検討を進める。

(3) 非正規雇用労働者の正規化支援強化

昨年11月より、非正規雇用労働者の正規化を促進するキャリアアップ助成金について、助成額を拡充するとともに、助成金の対象となる有期雇用労働者の要件を緩和した。この活用状況についてフォローアップし、更なる正規化の促進策を検討する。こうした取組により、不本意非正規雇用（正規雇用を希望している不本意の非正規雇用）の解消を図る。

(4) 年収の壁への対応

いわゆる106万円・130万円の壁を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大、最低賃金の引上げに引き続き取り組む。こうした取組と併せて、壁を意識せずに働く時間を延ばすことのできる環境づくりを後押しするため、当面の対応策として、昨年10月より実施している「年収の壁・支援強化パッケージ」（①106万円の壁への対応（キャリアアップ助成金のコースの新設、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外）、②130万円の壁への対応（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）、③配偶者手当への対応（企業の配偶者手当の見直し促進））を着実に実行する。また、「年収の壁」を意識せずに働くことが可能になるよう、制度の見直し

に取り組む。

III. (略)

IV. 企業の参入・退出の円滑化を通じた産業の革新

1. (略)

2. 経営者の意向に沿った参入退出

事業承継税制や中堅・中小グループ化税制等、予算・税制措置を最大限に活用することにより、中小・小規模企業の事業承継や M&A・グループ化を推し進め、成長・生産性向上を一層促進する

(1) M&A の円滑化

黒字企業であっても、後継者が不在であるがために、廃業に至る可能性がある。他の方に経営を任せたいと考える社長に対してはその意向に沿って機会を提供していくことが重要である。

M&A は、従業員一人当たり売上高を伸ばすプラスの効果が確認されており、かつ、複数の M&A によるグループ化は高い成果が得られることが確認されている。

M&A の障壁を取り除き、環境整備を進めていく。

① 仲介事業者の手数料体系の開示

中堅・中小企業の場合、第三者の紹介により買手を見つけることが大半である。加えて、民間仲介事業者については、売手とは 1 回限りのビジネスであるのに対して、買手とは複数回のビジネスであるため、買手の意向を強く反映するという、利益相反の問題が指摘されている。

現在は、買収する金額に応じて売手・買手の双方から手数料を集め、かつ最低手数料を高額としているケースも多い。

M&A を加速させていくため、利益相反構造を軽減する報酬体系の検討や、売手・買手が納得しやすい手数料水準を実現していく方向で具体的な検討を進める。

また、中小・小規模企業が安心して M&A に取り組めるよう、M&A 当事者が確認することができる M&A 支援機関データベースにおいて、手数料体系や報酬基準額等のそれぞれの支援機関に関する情報の開示の充実を図る。

② 中小・小規模企業への支援の強化

中小・小規模企業が事業譲渡・M&A を行う際の専門家への手数料支援等について、一層の強化を図る。

また、事業承継・引継ぎ補助金等の支援策について、使い勝手の改善を図る。事業承

継・引継ぎ補助金については、手数料の開示充実やPMI（Post Merger Integration：買収前後に実施する事業統合作業）の実施等を前提に改善を図るとともに、実績報告の手続等の簡素化を通じ、支払までの期間短縮を検討する。

③PMI の取組の促進

M&A の成功のためには、PMI が適切に実施され、買収前に見込んでいたシナジーが実現することが重要である。中小・小規模企業への PMI の重要性についての啓発や、中小・小規模企業への PMI に対する支援を充実させる。

④経営者保証を見直す枠組みの検討

経営者保証を取らない融資は新規分について一定程度進んでいるものの、既存の債務についてはいまだ経営者保証が残っている場合も多い。M&A の買手・売手双方とも個人保証は残したくないという実態があることに鑑み、メインバンク等が事業再構築やM&A を仲介・支援していく際、経営者保証を見直す枠組みを検討する。

中小・小規模企業の資金調達を強化するためにも、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を引き続き進める。不動産等の有形資産担保に依存しない資金調達の選択肢として、企業のノウハウや顧客基盤等の知的財産・無形資産を含む事業全体を担保に資金調達できる法制度について、その積極活用に向けて周知に努める。

⑤地方銀行等の金融機関による仲介サービス業務の強化

地域金融機関の中小企業への経営支援強化の一環として、地域金融機関がM&A 仲介、支援にも、より積極的に取り組むことを促す。このため、高度人材の確保を含め、適切な業務運営体制の整備を促すとともに、M&A 支援を積極的に行っている地域金融機関の取組の情報提供やその横展開を通じて、金融機関の取組を後押しする。

⑥M&A の受け皿としての買手の育成

中堅・中小企業の M&A の受け皿としての買手の絶対数がまだ不足している。同業他社への売却を避ける傾向も強いことから、中堅・中小企業の積極的な買手となるプラットフォームの育成を図る。

また、買手における M&A 資金の調達が困難という指摘がある。買収に見合った円滑な資金供与が行われるよう、環境整備を図る。

⑦過剰とならないデューデリジェンスの周知

M&A におけるデューデリジェンス（売手側の財務状況等について買手側が行う調査）について、リスク検出のための重要なプロセスである旨を啓発するとともに、当事者の意向を前提として、案件の特徴に応じて、過剰とならず適切なデューデリジェンスとなるよう周知する。

（2）事業承継支援の多様化

後継者が不在の企業のうち7割以上は黒字企業である。事業承継については、承継者

について、現在のストックベースで見ても、同族承継が低下し、企業内部からの昇格やM&Aによる外部からの就任が増加しており、その結果もあり、後継者が不在である企業は低下傾向にある。多様な事業承継を支援するため、金融・税制等の支援措置を検討する。また、経営人材の確保について官民を挙げた広範なマッチングを進める。

①事業承継税制の役員就任要件の検討

事業承継税制については、現行では、その利用のために、役員就任要件（実際の承継時に、後継者が役員に就任して3年以上経過している必要があるという要件）を満たす必要があり、特例措置を利用する場合、本年12月末（実際の税制上の承継期限である2027年12月末の3年前）までに後継者が役員に就任している必要がある。来年以降に事業承継の検討を本格化させる事業者にとって、本年12月までに後継者を役員に就任させることは困難であり、事業承継税制を最大限活用する観点から、役員就任要件の在り方を検討する。

さらに、事業承継税制について、事業承継・引継ぎ支援センターや商工団体、税理士会とも連携しつつ、制度の周知徹底に取り組むことにより、最大限の活用に取り組む。

親族外・社外の第三者への事業承継を促進するため、マッチングプラットフォームに対し掲載する情報の質の向上等を促すとともに、事業承継円滑化や経営人材確保の観点からサーチファンドの育成に積極的に取り組む。また、有能な人材（経営者）を広く登用し、事業承継を更に促進する観点から、第三者への事業承継を促進する税制の在り方についても検討を深める。

②事業承継・引継ぎ支援センター等の活用促進

M&Aの相手先企業を探す際、事業承継・引継ぎ支援センター（中小企業庁）や商工会議所・商工会に依頼する比率はまだ低い。事業承継税制も含め、商工団体や金融機関と連携し、事業承継・引継ぎ支援センターの強化・周知徹底を行う。

③資本性ローンの活用・フォローアップ

日本政策金融公庫等によるコロナ対策として実施された資本性ローンは、民間金融機関からの融資を受けやすくなることが期待されるほか、財務の改善を通じて、経営改善・事業再生に資するものである。資本性ローンについて、その活用状況をフォローアップするとともに、令和6年能登半島地震の被災地域等でも資本性ローンの活用を図る。

④専門家による適切な助言のための制度の周知徹底

中小・小規模企業の経営をサポートする立場にある税理士・顧問弁護士・地域金融機関等の専門家が、事業承継・事業再編、M&Aに関する制度の理解が十分でない場合がある。こうした専門家に対する制度の周知徹底を行い、経営者への適切な助言につなげる。

（3）私的整理の円滑化

事業再構築については、リーマンショック以降の大きな変化として、債権者との合意により債務整理を行う私的整理が増加してきている。経営者の実情に応じた対応を可能とするため、更なる環境整備を図る。経営者の判断により早期の事業再構築を進めることができるよう、諸外国並みに、多数決によって金融負債の整理を進めることができる法案の早期提出を目指す。

(4) 地方の生活基盤サービス維持のためのグループ化・事業調整の推進

東京都など4都県を除いて大多数の道府県で人手不足率は増加している。地域の生活基盤的サービス維持のため、グループ化、事業調整も含めて措置を検討する。

3. (略)

V~XI. (略)

経済財政運営と改革の基本方針 2024

(令和6年6月21日閣議決定)

＜関係部分抜粋＞

第1章 成長型の新たな経済ステージへの移行**1. デフレ完全脱却の実現に向けて**

我が国経済は、現在、デフレから完全に脱却し、成長型の経済を実現させる千載一遇の歴史的チャンスを迎えている。本年の春季労使交渉では、1991年以来33年ぶりの高水準の賃上げが実現し、足元の企業の設備投資は史上最高の水準にある。こうした前向きな動きを中小企業・地方経済等でも実現し、二度とデフレに戻らせることなく、「コストカット」が続いてきた日本経済を成長型の新たなステージへと移行させていくことが、経済財政運営における最重要課題となっている。

岸田内閣は、これまで、「新しい資本主義」を掲げ、「成長と分配の好循環」及び「賃金と物価の好循環」の実現に向け、日本銀行と連携し、適切なマクロ経済運営を行うとともに、官民連携による賃上げや社会課題の解決を成長につながる投資の促進に向けた取組などを進めてきた。こうした「新しい資本主義」の考え方は、新たな経済ステージへの移行に当たっての基盤となるものである。これらにより、30年間上がらなかった賃金や物価が動き出し、企業の成長期待や投資の見通しも高まっている。今は、日本経済への「期待」を現実のものとしていくときである。

現状、為替が円安基調で推移しており、また、物価上昇が賃金上昇を上回る中で、消費は力強さを欠いている。海外経済の下振れによるリスク等も残っているが、今後は、景気の緩やかな回復が続く中で、賃金上昇が物価上昇を上回っていくことが期待される。

新たなステージへの移行のカギとなるのは、賃上げを起点とした所得と生産性の向上である。まずは、春季労使交渉における力強い賃上げの流れを中小企業・地方経済等春季労使交渉以外の分野でも実現し、物価上昇を上回る賃金上昇を達成し、定着させる。安定的な物価上昇の下で、賃上げに支えられた消費の増加及び投資の拡大が、企業収益を押し上げ、その成果が家計に還元され、次の消費の増加につながる。企業はその収益を原資として成長分野に更に投資を行うことによって、企業の生産性と稼ぐ力が強化される。成長分野への円滑な労働移動も可能となり、新たな成長を生み出す好循環が実現する。

あわせて、社会課題の解決と持続的な経済成長の実現に向け、官民が連携して投資を行う。グリーン、デジタル、科学技術・イノベーション、フロンティアの開拓、経済・エネルギー安全保障等の分野において、長期的視点に立ち、戦略的な投資を速やかに実行していく。こうして人材や資本等の資源を成長分野に集中投入することによって、経済全体の生産性を高め、日本経済を「成長型の新たな経済ステージ」へと移行させていく。

本年の春季労使交渉では、労務費転嫁のための指針が周知されたこと等もあり、労使交渉

の結果、力強い賃上げの流れが生み出された。これに加え、本年6月から実施している定額減税等によって、可処分所得を下支えし、物価上昇を上回る所得の増加を確実に実現する。そして、この流れを来年以降も持続させるため、あらゆる政策を総動員して賃上げを後押しし、国民一人一人の生活実感を高めていく。このため、重層的な取引構造となっている業種を含め、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁が行われるよう、官民双方で取組を更に強化するとともに、企業の稼ぐ力を強化することによって、来年以降、物価上昇を上回る賃上げを定着させていく。

賃上げについては、労務費の転嫁円滑化に加え、商慣行の思い切った見直しを含め、業種・事業分野の実態に応じた価格転嫁対策に取り組むほか、医療・福祉分野等におけるきめ細かい賃上げ支援や最低賃金の引上げを実行する。あわせて、三位一体の労働市場改革を進め、全世代を対象とするリ・スキリングの強化に取り組む。個々の企業の実態に応じたジョブ型人事（職務給）の導入を促進するとともに、雇用政策の方向性を、雇用維持から成長分野への労働移動の円滑化へとシフトしていく。

企業の稼ぐ力については、人手不足への対応として、業績改善にもつながるデジタル化や省力化投資の取組を支援するとともに、生産性の持続的な向上に向けて、中堅・中小企業の設備投資、販路開拓、海外展開等の取組を後押しする。GX、経済安全保障など、社会課題の解決に向けた官民連携の投資、デジタル技術の社会実装、宇宙・海洋等のフロンティアの開拓、海外からの人材・資金の呼び込み等の取組によって、成長分野における国内投資を持続的に拡大し、経済全体の生産性を向上させる。

日本銀行は、本年3月19日、それまでのマイナス金利政策やイールドカーブ・コントロール等を変更し、金融政策は新しい段階に入った。安定的な物価上昇率の下での民需主導の持続的な経済成長の実現に向け、政府は、引き続き、日本銀行と密接に連携し、経済・物価動向に応じた機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。

政府は、競争力と成長力強化のための構造改革に取り組むとともに、持続可能な財政構造を確立するための取組を着実に推進する。日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

こうした取組によって、長期にわたり染み付いた「デフレ心理」を払拭し、社会全体に、賃金と物価が上がることは当たり前であるという意識を定着させ、デフレからの完全脱却、そして、経済の新たなステージへの移行へとつなげていく。

経済財政諮問会議においては、今後とも、賃金、所得や物価動向を含む経済・財政の状況、金融政策を含むマクロ経済政策運営の状況、経済構造改革の取組状況等について、定期的に検証していく。

2. 豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会に向けて

足元の人手不足の大きな要因でもある人口減少は、2030年代に加速することが見込まれており、現状のまま生産性上昇率が高まらず、労働参加の拡大や出生率の向上も十分でない

という前提に立てば、我が国の潜在成長率は長期にわたりゼロ近傍の低成長に陥りかねない。

将来的に人口減少が見込まれる中で長期的に経済成長を遂げるためには、生産性向上、労働参加拡大、出生率の向上を通じて潜在成長率を高め、成長と分配の好循環により持続的に所得が向上する経済を実現する必要がある。これらを通じて、少子高齢化・人口減少を克服し、国民が豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会を実現していくことをミッションとして掲げ、官民挙げて総力を結集し経済成長のダイナミズムを起こし、これまでの延長線上にない、熱量あふれる日本経済の新たなステージへの移行を確かなものとしていかなければいけない。

経済・財政・社会保障の持続可能性の確保を図るには、人口減少が本格化する2030年代以降も、実質1%を安定的に上回る成長を確保する必要がある。その上で、更にそれよりも高い成長の実現を目指す。このため、今動き始めているDX、GXを始めとする投資の拡大、欧米並みの生産性上昇率への引上げ、高齢者の労働参加率の上昇ペース継続や女性の正規化促進など、我が国の成長力を高める取組が必要である。こうした経済においては、2%の物価安定目標の持続的・安定的な実現の下で、2040年頃に名目1,000兆円程度の経済が視野に入る。

人口減少が本格化する2030年度までが、こうした経済構造への変革を起こすラストチャンスである。このため、本基本方針第3章を「経済・財政新生計画」として定め、これに基づき、以下に述べる「新たなステージを目指すための5つのビジョン」からバックキャストしながら、今後3年程度で必要な制度改革を含め集中的な取組を講じていく。

(略)

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

1. 豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」

(1) 賃上げの促進

豊かさを実感できる所得増加を実現し、来年以降に物価上昇を上回る賃上げを定着させる。このため、賃上げ支援を強力に推進するとともに、医療・福祉分野等における賃上げを着実に実施する。

最低賃金は、2023年に全国加重平均1,004円となった。公労使三者で構成する最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねを経て、2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円となることを目指すとした目標について、より早く達成ができるよう、労働生産性の引上げに向けて、自動化・省力化投資の支援、事業承継やM&Aの環境整備に取り組む。今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。

(略)

非正規雇用労働者について、希望者の正社員転換の促進、都道府県労働局・労働基準監督署による同一労働同一賃金の更なる徹底を進める。各種手当等の待遇差是正に関する調査等を踏まえ、ガイドラインの見直しを検討する。いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組む。

(略)

(2) (略)

(3) 価格転嫁対策

新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現する。このため、独占禁止法 10 の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法 11 の執行強化、下請法改正の検討等を行う。「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を周知徹底する。価格転嫁円滑化の取組について実態調査を行い、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求める。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促す。パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組む。中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組む。サプライチェーン全体における手形等の支払サイト短縮・現金払い化、利用の廃止に向けた工程の検討を進める。

中小企業が、取引・決算データを一括管理し、そのコスト構造を可視化することによって、それを活用する形で価格転嫁を円滑に進め、収益を改善できるよう、2024 年度中に、内外におけるそうしたデータの管理・活用の取組に関する実態調査を行う。

官公需について、労務費等の価格転嫁徹底を目的とした期中の契約変更等に対応するため、必要な予算を確保する。最低制限価格制度等の適切な活用を促進する。

2. 豊かさを支える中堅・中小企業の活性化

日本経済を熱量あふれる新たなステージに移行させるため、地域経済を牽引する中堅企業と、雇用の 7 割を支える中小企業の稼ぐ力を強化する。

(1) 人手不足への対応

自動化技術等の省力化投資に対する集中的支援を行う。

幅広い業種に対し、簡易で即効性があるカタログ型の省力化投資支援を行う。事業者それぞれの業務に応じたオーダーメイドの省力化の取組を促進する。その中で、既存補助事業の

早期執行及び運用改善に取り組む。

運輸業、宿泊業、飲食業を始めとする人手不足感が高い業種において、AI、ロボット等の自動化技術の利用を拡大するため、業界団体による自主行動計画の策定を促す。それらの業種において導入が容易なロボットについて、ハード・ソフト両面の開発を促進する。

自動化技術を用いることができる現場労働者の育成に向けたリ・スキリングを推進する。人手不足の資格職等における「分業」（例えば、教師に対する校務・マネジメントの支援、機械導入によるトラックドライバー業務の軽減等）を推進する。

大企業に対し、中堅・中小企業と協働する新技術・商品開発（オープンイノベーション）や、副業・兼業を通じた中堅・中小企業への人材派遣を奨励する。大企業のDX人材等と地域の中堅・中小企業や地方公共団体とのマッチング支援を行う。地方公共団体や地域の経営支援機関等が連携して行う人材確保・育成・定着に向けた取組を支援する。

（２）中堅・中小企業の稼ぐ力

成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進する。サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応を支援する。

中小企業に対する支援機関や金融機関等による能動的な支援を促すため、2024年度中に、企業情報やその支援ニーズを集約したマッチングプラットフォームの運用を開始する。

金融支援については、令和6年能登半島地震による被災地域については配慮した上で、2024年7月以降は、支援の水準をコロナ禍以前の水準に戻す。なお、円安等による資材費等の価格高騰の影響を受ける事業者に対する金融支援は継続する。その上で、「資本金劣後ローン」の利用促進、中小企業活性化協議会による再生計画策定支援等を通じた経営改善・再生・再チャレンジの支援に重点を置く。政府系金融機関による資本金資金や中小企業基盤整備機構が出資するファンドの利用を促進し、いわゆるエクイティも活用した成長支援を行う。

不動産担保や個人保証に依存しない資金調達を促進するため、動産、債権その他の財産を目的とする譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法制化の準備を進める。

事業承継及びM&Aの環境整備に取り組む。事業承継税制の特例措置について、役員就任要件の見直しを検討する。第三者への承継を促進する税制の在り方の検討を深める。M&Aを円滑化するため、仲介事業者の手数料体系の開示を進める。M&A成立後の成長に向け、実施企業によるPMIや設備投資を促進する。地域金融機関に対し、PMIを含め、M&Aの支援を強化することを促す。経営者保証が事業承継やM&Aの支障とならないよう、金融機関が中小企業に対し事業承継やM&Aに関するコンサルティングを行う際に、経営者保証の解除に向けた方策を提案することを促す。事業再構築、M&A、廃業等について、地域の支援機関が連携する相談支援体制を構築し、その取組の普及広報を行う。中小企業の経営者教育や後継者育成の推進に取り組む。

中堅・中小企業の自律的な成長と良質な雇用創出を促す。地域経済を牽引する中堅企業や売上100億円以上への成長を目指す中小企業について、関係省庁が連携するビジョンの策定

及び地方公共団体や支援機関による支援体制の構築を行いつつ、それらの設備投資、M&A・グループ化等を促進する。工業用水道や産業用地等のインフラの有効活用・整備・強靱化に取り組む。

小規模事業者の持続的発展に向けて、2024年度中を目途に、商工会・商工会議所の広域連携の促進を含め、小規模企業振興基本計画を見直す。

地域の社会課題解決の担い手となるゼブラ企業の創出やインパクト投融資の拡大のため、「地域課題解決事業推進に向けた基本指針」を踏まえ、先行事例の実証支援等を行い、事業モデルの整理、支援手法や社会的インパクトの評価手法の確立に取り組む。

(3) (略)

3. (略)

4. スタートアップのネットワーク形成や海外との連結性向上による社会課題への対応

(1) (略)

(2) 海外活力の取り込み

(略)

(外国人材の受入れ)

(略)

育成就労制度については、必要な体制整備、受入れ見込数・対象分野の設定、監理支援機関等の要件厳格化に関する方針の具体化等を行う。特定技能制度については、受入れ企業と地方公共団体との連携の強化を含め、適正化を図る。最低賃金及び同一労働同一賃金の遵守の徹底等を通じて、適正な労働環境を確保する。

(3) (略)

5～8. (略)

第3～4章 (略)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。
 なお、その場合は法定発効ではなく、指定日発効となる。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(木)		8月16日(金)		8月28日(水)		9月27日(金)
8月2日(金)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月3日(土)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月4日(日)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月5日(月)		8月20日(火)		8月30日(金)		9月29日(日)
8月6日(火)		8月21日(水)		9月2日(月)		10月2日(水)
8月7日(水)		8月22日(木)		9月3日(火)		10月3日(木)
8月8日(木)		8月23日(金)		9月4日(水)		10月4日(金)
8月9日(金)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月10日(土)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月11日(日)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月12日(月)		8月27日(火)		9月6日(金)		10月6日(日)
8月13日(火)		8月28日(水)		9月9日(月)		10月9日(水)
8月14日(水)		8月29日(木)		9月10日(火)		10月10日(木)
8月15日(木)		8月30日(金)		9月11日(水)		10月11日(金)
8月16日(金)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月17日(土)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月18日(日)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月19日(月)		9月3日(火)		9月13日(金)		10月13日(日)
8月20日(火)		9月4日(水)		9月17日(火)		10月17日(木)
8月21日(水)		9月5日(木)		9月18日(水)		10月18日(金)
8月22日(木)		9月6日(金)		9月19日(木)		10月19日(土)
8月23日(金)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月24日(土)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月25日(日)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月26日(月)		9月10日(火)		9月24日(火)		10月24日(木)
8月27日(火)		9月11日(水)		9月25日(水)		10月25日(金)
8月28日(水)		9月12日(木)		9月26日(木)		10月26日(土)
8月29日(木)		9月13日(金)		9月27日(金)		10月27日(日)
8月30日(金)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
8月31日(土)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月21日(土)発効とするためには、10月23日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

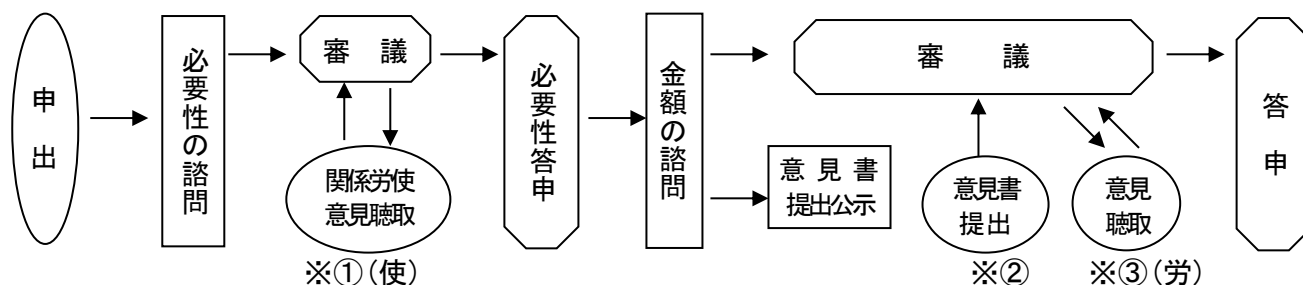
答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月1日(火)		10月16日(水)		10月30日(水)		11月29日(金)
10月2日(水)		10月17日(木)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月3日(木)		10月18日(金)		11月1日(金)		12月1日(日)
10月4日(金)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月5日(土)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月6日(日)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月7日(月)		10月22日(火)		11月6日(水)		12月6日(金)
10月8日(火)		10月23日(水)		11月7日(木)		12月7日(土)
10月9日(水)		10月24日(木)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月10日(木)		10月25日(金)		11月11日(月)		12月11日(水)
10月11日(金)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月12日(土)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月13日(日)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月14日(月)		10月29日(火)		11月13日(水)		12月13日(金)
10月15日(火)		10月30日(水)		11月14日(木)		12月14日(土)
10月16日(水)		10月31日(木)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月17日(木)		11月1日(金)		11月18日(月)		12月18日(水)
10月18日(金)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月19日(土)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月20日(日)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月21日(月)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月22日(火)		11月6日(水)		11月20日(水)		12月20日(金)
10月23日(水)		11月7日(木)		11月21日(木)		12月21日(土)
10月24日(木)		11月8日(金)		11月22日(金)		12月22日(日)
10月25日(金)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月26日(土)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月27日(日)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月28日(月)		11月12日(火)		11月26日(火)		12月26日(木)
10月29日(火)		11月13日(水)		11月27日(水)		12月27日(金)
10月30日(水)		11月14日(木)		11月28日(木)		12月28日(土)
10月31日(木)		11月15日(金)		11月29日(金)		12月29日(日)

令和5年度特定最低賃金審議日程表

審議会	主な議題	日時	場所
第477回 岐阜地方最低賃金審議会	金額改正諮問	8月7日(月) 11:00~	岐阜合同庁舎5階 共用第1会議室
第479回 岐阜地方最低賃金審議会	金額改正答申	10月20日(金) 10:00~	岐阜合同庁舎5階 共用第1会議室
第480回 岐阜地方最低賃金審議会	異議申出対応	11月7日(火) 10:00~	不開催 (異議申出なし)

特定最賃件名	専門部会委員			日時	場所	
	公益	労側	使側			
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具 製造業	青木 政浩	栗本 理花	小谷 健一郎	第1回	9月11日(月) 13:30~	5階共用 第1会議室
	高橋 勉	志津 修司	澤村 俊夫	第2回	10月5日(木) 14:00~	4階 B会議室
	宮坂 果麻理	山田 亮	南角 昌克	第3回	10月16日(月) 13:30~	5階共用 第1会議室
自動車・同附属品 製造業	栗山 知	奥村 真一	竹中 拓也	第1回	9月11日(月) 13:30~	5階共用 第1会議室
	寺本 和佳子	桑山 勝司	野原 茂基	第2回	10月3日(火) 14:00~	5階共用 第1会議室
	宮坂 果麻理	齋田 周作	星屋 雅人	第3回	10月12日(木) 13:30~	4階 B会議室
航空機・同附属品 製造業	青木 政浩	北島 あづさ	加藤 隆司	第1回	9月11日(月) 13:30~	5階共用 第1会議室
	高橋 勉	西脇 啓二	川本 敏	第2回	10月2日(月) 14:00~	5階共用 第1会議室
	寺本 和佳子	村上 正春	宮尾 篤	第3回	10月10日(火) 13:30~	5階共用 第1会議室

特定最低賃金の審議の流れ



(参考) 令和5年度

7/3

7/27

8/7

8/7

令和6年度日程

会 議 (主な議題)	審 議	意 見 書
7月29日 本審 (県最賃目安伝達予定日)	必要性諮問、必要性審議	
8月5日 本審 (県最賃答申予定日)	必要性審議 必要性答申・金額改正諮問	・ ①(使)の意見書審議 ・ 必要性答申を受けて ②の意見書公示 ③(労)の聴取意見書依頼
9月9日 特賃合同専門部会	金額改正審議	
第2回特賃専門部会 10/1~8 第3回特賃専門部会 10/9~18	金額改正審議	・ ①、③の聴取意見書審議

※ ①、③は、平成14年12月の中賃報告を受け、平成15年から聴取することで合意した意見書。(平成15年以降①(使)は必要性審議で提出、③(労)は金額審議で提出することとしている。)

②は、法に基づくもの。公示するも、意見書の提出はない。

①、③は、審議会長名で予め確認した関係団体に意見聴取。

令和6年度下半期審議日程(案)

10月		11月		12月		1月		2月		3月	
日	曜日	日	曜日	日	曜日	日	曜日	日	曜日	日	曜日
1	(火)	1	(金)	1	(日)	1	(水)	1	(土)	1	(土)
2	(水)	2	(土)	2	(月)	2	(木)	2	(日)	2	(日)
3	(木)	3	(日)	3	(火)	3	(金)	3	(月)	3	(月)
4	(金)	4	(月)	4	(水)	4	(土)	4	(火)	4	(火)
5	(土)	5	(火)	5	(木)	5	(日)	5	(水)	5	(水)
6	(日)	6	(水)	6	(金)	6	(月)	6	(木)	6	(木)
7	(月)	7	(木)	7	(土)	7	(火)	7	(金)	7	(金)
8	(火)	8	(金)	8	(日)	8	(水)	8	(土)	8	(土)
9	(水)	9	(土)	9	(月)	9	(木)	9	(日)	9	(日)
10	(木)	10	(日)	10	(火)	10	(金)	10	(月)	10	(月)
11	(金)	11	(月)	11	(水)	11	(土)	11	(火)	11	(火)
12	(土)	12	(火)	12	(木)	12	(日)	12	(水)	12	(水)
13	(日)	13	(水)	13	(金)	13	(月)	13	(木)	13	(木)
14	(月)	14	(木)	14	(土)	14	(火)	14	(金)	14	(金)
15	(火)	15	(金)	15	(日)	15	(水)	15	(土)	15	(土)
16	(水)	16	(土)	16	(月)	16	(木)	16	(日)	16	(日)
17	(木)	17	(日)	17	(火)	17	(金)	17	(月)	17	(月)
18	(金)	18	(月)	18	(水)	18	(土)	18	(火)	18	(火)
19	(土)	19	(火)	19	(木)	19	(日)	19	(水)	19	(水)
20	(日)	20	(水)	20	(金)	20	(月)	20	(木)	20	(木)
21	(月)	21	(木)	21	(土)	21	(火)	21	(金)	21	(金)
22	(火)	22	(金)	22	(日)	22	(水)	22	(土)	22	(土)
23	(水)	23	(土)	23	(月)	23	(木)	23	(日)	23	(日)
24	(木)	24	(日)	24	(火)	24	(金)	24	(月)	24	(月)
25	(金)	25	(月)	25	(水)	25	(土)	25	(火)	25	(火)
26	(土)	26	(火)	26	(木)	26	(日)	26	(水)	26	(水)
27	(日)	27	(水)	27	(金)	27	(月)	27	(木)	27	(木)
28	(月)	28	(木)	28	(土)	28	(火)	28	(金)	28	(金)
29	(火)	29	(金)	29	(日)	29	(水)	29	(土)	29	(土)
30	(水)	30	(土)	30	(月)	30	(木)	30	(日)	30	(日)
31	(木)	31	(日)	31	(火)	31	(金)	31	(月)	31	(月)

○最低賃金法 <抜粋>

(専門部会等)

第二十五条 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。
- 3 専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
- 4 第二十三条第一項及び第四項並びに前条の規定は、専門部会について準用する。
- 5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。
- 6 最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。

○最低賃金法施行規則 <抜粋>

(関係労働者及び関係使用者の意見)

第十一条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「最低賃金審議会」という。)の調査審議を求めた場合には、遅滞なく、最低賃金審議会が法第二十五条第五項の規定により当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとする。

- 2 最低賃金審議会は、前項の意見書によるほか、当該意見書を提出した者その他の関係労働者及び関係使用者のうち適当と認める者をその会議(専門部会の会議を含む。)に出席させる等により、関係労働者及び関係使用者の意見をきくものとする。
- 3 第七条の規定は、第一項の規定による公示について準用する。

令和6年度上半期審議日程（変更案）

4 月		5 月		6 月		7 月		8 月		9 月	
1 (月)	1 (水)	1 (土)	1 (月)	1 (月)	1 (土)	1 (月)	1 (木)	1 (日)	1 (日)		
2 (火)	2 (木)	2 (日)	2 (火)	2 (火)	2 (日)	2 (火)	2 (金)	2 (月)	2 (月)		
3 (水)	3 (金) 憲法記念日	3 (月)	3 (水)	3 (水)	3 (月)	3 (水)	3 (土)	3 (火)	3 (火)		
4 (木)	4 (土) みどりの日	4 (火)	4 (木)	4 (木)	4 (火)	4 (木)	4 (日)	4 (水)	4 (水)		
5 (金)	5 (日) こどもの日	5 (水)	5 (金)	5 (金)	5 (水)	5 (金)	5 (月)	5 (木)	5 (木)		
6 (土)	6 (月) 振替休日	6 (木)	6 (土)	6 (土)	6 (木)	6 (土)	6 (火)	6 (金)	6 (金)		
7 (日)	7 (火)	7 (金)	7 (日)	7 (日)	7 (金)	7 (日)	7 (水)	7 (土)	7 (土)		
8 (月)	8 (水)	8 (土)	8 (水)	8 (水)	8 (土)	8 (水)	8 (木)	8 (日)	8 (日)		
9 (火)	9 (木)	9 (日)	9 (木)	9 (火)	9 (日)	9 (木)	9 (金)	9 (月)	9 (月)	特賃合同専門部会14:00	
10 (水)	10 (金)	10 (月)	10 (金)	10 (水)	10 (月)	10 (水)	10 (土)	10 (火)	10 (火)		
11 (木)	11 (土)	11 (火)	11 (木)	11 (木)	11 (火)	11 (木)	11 (日)	11 (水)	11 (水)		
12 (金)	12 (日)	12 (水)	12 (日)	12 (金)	12 (水)	12 (日)	12 (月)	12 (木)	12 (木)		
13 (土)	13 (月)	13 (木)	13 (土)	13 (土)	13 (木)	13 (土)	13 (火)	13 (金)	13 (金)		
14 (日)	14 (火)	14 (金)	14 (日)	14 (日)	14 (金)	14 (日)	14 (水)	14 (土)	14 (土)		
15 (月)	15 (水)	15 (土)	15 (月)	15 (月)	15 (土)	15 (月)	15 (木)	15 (日)	15 (日)		
16 (火)	16 (木)	16 (日)	16 (火)	16 (火)	16 (日)	16 (火)	16 (金)	16 (月)	16 (月)	敬老の日	
17 (水)	17 (金)	17 (月)	17 (水)	17 (水)	17 (月)	17 (水)	17 (土)	17 (火)	17 (火)		
18 (木)	18 (土)	18 (火)	18 (木)	18 (木)	18 (火)	18 (木)	18 (日)	18 (水)	18 (水)		
19 (金)	19 (日)	19 (水)	19 (金)	19 (金)	19 (水)	19 (金)	19 (月)	19 (木)	19 (木)		
20 (土)	20 (月)	20 (木)	20 (土)	20 (土)	20 (木)	20 (土)	20 (火)	20 (金)	20 (金)		
21 (日)	21 (火)	21 (金)	21 (日)	21 (日)	21 (金)	21 (日)	21 (水)	21 (土)	21 (土)		
22 (月)	22 (水)	22 (土)	22 (月)	22 (月)	22 (土)	22 (月)	22 (木)	22 (日)	22 (日)	秋分の日	
23 (火)	23 (木)	23 (日)	23 (火)	23 (火)	23 (日)	23 (火)	23 (金)	23 (月)	23 (月)	振替休日	
24 (水)	24 (金)	24 (月)	24 (水)	24 (水)	24 (月)	24 (水)	24 (土)	24 (火)	24 (火)		
25 (木)	25 (土)	25 (火)	25 (木)	25 (木)	25 (火)	25 (木)	25 (日)	25 (水)	25 (水)		
26 (金)	26 (日)	26 (水)	26 (金)	26 (金)	26 (水)	26 (金)	26 (月)	26 (木)	26 (木)		
27 (土)	27 (月)	27 (木)	27 (土)	27 (土)	27 (木)	27 (土)	27 (火)	27 (金)	27 (金)		
28 (日)	28 (火)	28 (金)	28 (日)	28 (日)	28 (金)	28 (日)	28 (水)	28 (土)	28 (土)		
29 (月) 昭和の日	29 (水)	29 (土)	29 (月)	29 (月)	29 (土)	29 (月)	29 (木)	29 (日)	29 (日)		
30 (火)	30 (木)	30 (日)	30 (火)	30 (火)	30 (日)	30 (火)	30 (金)	30 (月)	30 (月)	県最賃官報公示	
	31 (金)		31 (水)	31 (水)		31 (水)	31 (土)				

県最賃異議申出期間(十五日間)

県最賃関係労使意見申出期間(三週間)

県最賃専門部会委員推薦期間(三週間)

特定最賃関係労使意見申出期間・専門部会委員推薦期間(三週間)

第483回本審(11:00)

第484回本審(10:00)

第482回本審(9:30)

第1回専門部会(11:00)

第2回専門部会(13:30)

第3回専門部会(13:30)

第4回専門部会(9:30)(予備)

岐阜地方最低賃金審議会 岐阜県最低賃金専門部会運営規程

- 第1条 この規程は、岐阜地方最低賃金審議会岐阜県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。
- 第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、岐阜労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。
- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合は、付議事項及び希望期日を、遅くとも当該期日の5日前までに、部会長に通知しなければならない。
 - 3 部会長は、会議を招集するときには、緊急やむを得ない場合のほか、遅くとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。
 - 4 部会長は、専門部会の円滑な運営を図るため、必要に応じて公益会議、公労会議又は公使会議を開催することができる。
- 第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
 - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
 - 3 専門部会は、部会長が必要であると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
- 第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
 - 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 第7条 部会長は、専門部会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、その都度、岐阜地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。
- 第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。
- 第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。
- 附 則 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

岐阜労働局長 千葉登志雄 様
岐阜地方最低賃金審議会 会長 高橋 勉 様

全労連東海北陸地方協議会
議長 長曾 輝夫
(公印省略)

歴史的な物価高騰と過去最長の実質賃金低下のもとで 最低賃金1500円以上への引上げと全国一律制を求める要請書

日頃から労働行政の発展に尽力されていることに敬意を表します。

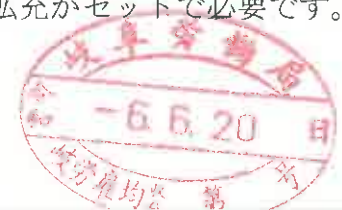
歴史的な物価高騰による実質賃金低下は過去最長の25ヵ月連続となり、最低賃金近傍で働く低所得な労働者ほど重くのしかかり地域経済も冷え込ませています。最低賃金法第1条は、「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定を図る」と定めています。今日のような急激な物価高騰下においては、1年に1回の改定ではその目的を果たすことができず、関係機関が前例にとられることなくその目的を達するために精励しなければなりません。

2023年の最低賃金額の改定では、最高の東京都が1,113円、最低の岩手県は893円で220円もの大きな地方間格差を生んでいます。東海北陸地方内だけで見ても96円もの開きがあり、1年間で172,800円（年1800時間）もの所得格差を生んでいます。

全労連と地方組織が、これまで27都道府県で4万8000人の協力を得てとりくんできた最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な最低限度の生活を行うための賃金は「都市と地方で差がないこと」「時間額1,500～1,700円必要」であることを明らかにしてきました。私たちは、労働者の所得を底上げし地域経済をあたため、人口減少社会に歯止めをかける確かな道として最低賃金法を改正し、誰もが8時間働けば人間らしい暮らしができる全国一律最低賃金制度の創設と、時給1,500円以上を求めています。今年1月に経済同友会の新浪代表幹事は、最低賃金も3年で2000円に引き上げる必要があると主張し、医療や介護、小売りなど人材不足が深刻な業種で人材を確保するためには大胆な目標を掲げる必要があるとの考えを示しました。経済界からも最低賃金大幅引き上げの声が上がっています。

昨年、第11回目安制度の在り方に関する全員協議会と中央最低賃金審議会が開催され、「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」を公表し、4ランクを3ランクにすることを打ち出しました。しかし、昨年の改定結果は地域間格差を拡大するものとなりました。ランク方式自体が制度的に限界にきていることは明らかです。最低賃金の地方間格差が労働人口の都市部集中、地域の過疎・高齢化、地域経済の疲弊、さらに、日本の低賃金の温床にもなっています。日本弁護士連合会を始め全国の多くの弁護士会が地域別最低賃金を廃止して全国一律最低賃金制度の実施を求め、自民党においても最低賃金一元化推進議員連盟が旺盛に活動しています。全労連がとりくむ全国一律最低賃金制の法制化を求める国会請願署名には、これまでに与野党120人を超える国会議員が紹介議員として名前を連ねています。

最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業支援策の抜本的拡充がセットで必要です。



地方最低賃金審議会のほとんどが中小企業への支援策の拡充、価格転嫁など取り引きの適正化、税・社会保険料の減免、扶養控除等の見直し・検討などの政策要望を政府に示しています。最低賃金を引き上げる上で「支払い能力」を考慮するのであれば、少なくとも「支払い能力」を引き上げるための政策を国に求めなければ無責任であると言わざるを得ません。

以上の点から、最低賃金改定審議にあたって下記の項目について強く要請します。

記

1. 中賃の目安額に縛られることなく、労働者の生活の安定を図るために最低賃金を1,500円以上に引き上げること。
2. 大幅な物価上昇や経済情勢変動時には、年1回に限らず改定を行うこと。
3. すべての働く人に人間らしい生活を保障するために、最低賃金法を改正し、生計費原則に基づく「全国一律最低賃金制度」を実現し地域間格差を是正するよう国に働きかけること。
4. 最低賃金引き上げに欠かせない、中小企業支援策の抜本的拡充を国に求めること。
5. 最低賃金審議会労働者代表委員任命については、労働組合運動において運動方針を異とする潮流・系統が存在する以上、労働者委員構成においても多様性を有したものとすること。最低賃金の影響を直接受ける非正規労働者の当事者と女性を4割以上任命すること。専門部会委員についても同様とすること。公益委員については、最低賃金の改定について専門的知見を備えた委員の選任をおこなうこと。
6. 専門部会二者協議を含め全部公開するとともに、審議会や専門部会で女性や非正規労働者が意見陳述をおこなう機会を設けること。また、すべての審議・協議の議事録を作成し全部を公開すること。
7. 最低賃金審議会の日程や委員の改選などについて、情報提供を求めるものに適宜おこなうこと。(一部の局で後退した)
8. 大幅に増加する労働行政の需要に対応するために、公共職業安定所や労働基準監督署など都道府県労働局の正規職員を増員し、労働行政の体制拡充・強化をおこなうこと。

以上

<全労連東海北陸地方協議会加盟組織>

富山県労働組合総連合	議長	中山 洋一
石川県労働組合総連合	議長	桶間 諭
福井県労働組合総連合	議長	鈴木 孝典
岐阜県労働組合総連合	議長	廣瀬 政美
静岡県労働組合評議会	議長	菊池 仁
愛知県労働組合総連合	議長	西尾美沙子
三重県労働組合総連合	議長	新家 忠文

【確定版】

国民春闘共闘・全労連がめざす

全国最低賃金への法改正の4つのポイント

一 最低賃金の全国一律制実現を一

国民春闘共闘委員会

全国労働組合総連合（全労連）

国民春闘共闘・全労連は、最低賃金法の全国一律制への改正を実現するために、法改正の4つのポイントをまとめました。2022年10月から、およそ半年間の議論を踏まえて、2023年3月23日春闘共闘常任幹事会、2023年3月15-16日全労連幹事会で確認しました。

日本の最低賃金の地域間格差は最も不合理な仕組みです。地域間格差を是正し、世界であたりまえの全国一律制に是正させることが必要です。そして、全国一律にすることであまりにも低く抑えられている最低賃金の大幅な引き上げをめざします。

最低賃金の全国一律制の確立に向けて、「国民春闘共闘・全労連がめざす全国最低賃金への法改正の4つのポイント」をここに示します。

【説明】

全国一律最低賃金の創設の趣旨は、すべての労働者とその家族に、健康で文化的な最低限度の生活を確保するために必要な賃金の最低額がどの地域で働いても等しく保障されるようにすること、同時に、地域経済を活性化させ、地域間格差を解消することにより「国民経済の健全な発展に寄与する」ことができるようにすることにあります。

現行法の地域最低賃金では、こうした目的を達成することはできません。全労連の最低生計費試算調査の結果から必要な生計費の地域間格差はほぼないことが明らかになっています。しかし、現行法では、①地域ごとに最低賃金が異なり格差が生じています。例えば、同系列のコンビニで同じ値段の商品を扱っていても賃金は地域毎、販売店ごとに差が生じています。その格差のベースとなる原因として、地域別の最低賃金があります。最高の東京都と最低の地域で220円（19.8%）もの格差が生じています。②時給の高い都市部に労働者が偏在するなど、人口の一極集中や地域経済の疲弊を招いています。③現行法の最低賃金は最賃決定の三要素「その地域の労働者の生活費と賃金、

事業の支払い能力」を考慮して決めています。地域別である限り、最低賃金の低い地域は、その現状の支払い能力や経済状況が勘案され、最低賃金額が決められるため、低い地域は低いままに決定される構造的な問題をもっています。④また、高い地域が低い地域を考慮することで、引き上げを抑制する要因ともなっています。⑤最低賃金の地域間格差は、労働者の賃金格差となり生活保護、年金、公務員賃金、保険料に至るまで様々な制度の格差となり悪影響となっています。ちなみに、地域別最低賃金の国は、カナダ、中国、インドネシア、日本の4カ国（全体の3%、2013年）のみです。こうした問題やひずみは、全国一律制で解消することが期待できます。

ただし、広がった地域間格差はあまりに大きく、実現には、様々なハードルがあるのも事実です。政府としての相応の財源をつくる決断と一定の期間が必要となると考えます。

具体的な「国民春闘共闘・全労連がめざす、全国最低賃金への法改正の4つのポイント」は下記の通りです。

【最低賃金法改正の4つのポイント】

- (1) 現行法での「地域別最低賃金」を、「全国最低賃金」として全国一律額による最低賃金の制度に改める。公布から5年程度の経過後に施行することを定める。公務員にも適用するように法改正する。
- (2) 最低賃金額の決定を2要素とし、①科学的な最低生計費調査に基づいた、労働者の生計費と②労働者の賃金を考慮して決めるに法改正する。現行法の3要素「その地域の労働者の①生活費と②賃金、③事業の支払い能力」のうち「事業の支払い能力」は削除する。
- (3) 全国最低賃金は、中央最低賃金審議会での調査審議をふまえて決定することに改める。地方最低賃金審議会は、地域ごとの特定最低賃金（産業・業種別）の調査審議を役割とすることにする。
- (4) 全国最低賃金の制度の中小企業における円滑な実施を図るため、中小企業に関する取引の適正化、財政上・税制上及び金融上の支援措置、その他の必要な措置を講じなければならないことを、国に義務づけることを定める。

以上

Q&A

最低賃金の全国一律をめざす 全国最低賃金への法改正の4つのポイント － 最低賃金の全国一律制実現を－

VOL.2

●国民春闘共闘・全労連はこの度、日本の最低賃金制度の最大の弱点である、地域別最低賃金を法改正で全国一律に改善するよう政府に求める「法改正の4つのポイント」をまとめました。このQ&Aは、この「法改正の4つのポイント」の説明を行うものです。組合員が参加する職場・地域での学習、国会議員や地域の諸団体等への要請などの際に活用することを目的にしています。随時、全国の仲間の皆さんからのご意見などもいただきましたながらバージョンアップさせていきたいと考えています。

●国民春闘共闘・全労連は、最低賃金を全国一律に改善させる運動を結成以来、運動を行ってきたています。日本の最低賃金は、時給で定められ、都道府県ごとに3つのランクに分けられ、2023年の改定では、全国加重平均は1004円となっています。平均が1004円といっても、実際にそれ以上の金額の最賃は7都府県（東京、神奈川県、大阪、埼玉、愛知、千葉、京都）のみです。最低額898円で仮に月150時間働いたとして月13万3950円、年収160万7400円であり、ここから税・社会保険料が引かれると手取り額はさらに減少します。ここでは、心身ともに健康で人間らしく暮らすことは、到底、難しいのが現実です。さらに、急激な物価高騰の中で、非正規雇用労働者を中心に最低賃金近傍の労働者から悲鳴があがっています。

世界に目を向けると、物価高騰のもとで最低賃金が大幅に引き上げられています。すでにオーストラリアで約2161円、米ワシントン州約2084円、フランス約1608円となっているのはじめ、ドイツでは2024年1月から約1732円となります。日本の最低賃金の水準は「過去最高の引き上げ」をしたにもかかわらず、世界の水準に届いていません。

●また、2023年の改定はランク数が4から3にされ、格差是正が期待されましたが、中央

最低賃金審議会は「A ランク 41 円、B ランク 40 円、C ランク 39 円」（2023. 7. 28）と格差拡大の目安をだしました。目安に 1 円～8 円もの上乗せをした地方の奮闘にもかかわらず、高額（1113 円）と最低額の県（893 円）との額差が 220 円（前年 219 円）に拡大するという現行法の限界性を示すことになりました。

最低賃金の地域間格差は、労働者の賃金格差となり、生活保護、年金、公務員賃金、保険料に至るまで様々な格差となり、地方から都市部へ人口流出と地域経済疲弊の要因となっています。全労連の「最低生計費試算調査」では、人間らしく生活するには若年の单身世帯で月額 24 万円・時間額 1500 円（月 150 時間換算）以上必要であり、その額は都市部も地方も変わりません。

●岸田首相は新しい資本主義実現会議で、最低賃金額を 2030 年代半ばまでに全国加重平均 1500 円にすることを目指すと述べました。私たちが求め、政府・厚生労働省が拒否してきた「1500 円」を口にしたことは、大きな変化ですが、中身は、単純にすると毎年 3.4～3.5% の引上げを 12～13 年続けるというとても容認できないものです。ちなみに、2023 年度改定は 4% の引上げでしたので、それより低い引上げしかないとの表明です。しかも、多くの県知事が政府や地方審議会に、地域間格差の解消とそのため的大幅引き上げを求めているにもかかわらず、地域間格差の解消についてはふれてもいません。

●日本における四半世紀に及ぶ実質賃金の低下など低賃金構造の改善を図り、誰もが、どの地域で働いても等しく、人間らしく暮らせる日本社会の構築が求められています。特に、歴史的な物価高騰が労働者・国民の生活を脅かしているもとで、日本社会のナショナルミニマム（国による国民生活の最低保障）としての役割を強化し、地域間格差を解消する最低賃金制度の抜本的改善が急務となっています。

私たちは、政府に対し、次の最低賃金引上げ方針として「法改正による全国一律制度の実現」と「ただちに時給 1500 円以上の最低賃金を実現すること」を掲げることを求めています。全国一律制度の実現は、全国どこでも誰でも、ふつうに働けば人間らしい暮らしができます。若者の経済的自立を促して家族形成が現実と思える社会にかえ、人口減少に歯止めをかける確かな道となります。最低賃金制度は新しい時代の要請に応えられるよう、修正が迫られており、それは「全国どこでも最賃 1500 円以上」です。

Q1 全国一律に改めさせる趣旨はなんですか？

A 全国一律最低賃金の創設の趣旨は、すべての労働者とその家族に、健康で文化的な最低限度の生活を確保するために必要な賃金の最低額がどの地域で働いても等しく保障されるようにすること、同時に、地域経済を活性化させ、地域間格差を解消することにより「国民

経済の健全な発展に寄与する」ことができるようにすることにあります。

Q2 全国一律制度にすると何が期待できますか？

A 全国一律制にして「全国最低賃金」を創設することは、地域間格差を解消し、最賃近傍で働く労働者、とりわけ、地方で働く人々の賃金を大きく底上げします。「全国最低賃金」を創設することは、民間の労働者だけではなく、公務員の非正規職員や正規職員の初任給にも影響します。ナショナルミニマムとしての「国民生活の最低保障」として、雇用労働者だけでなく、フリーランス、自営業者、農民、年金や生活保護受給者の生活者にも影響を与えることとなります。

最賃近傍で働く労働者が「生活実感が改善されるだけの最賃引き上げ」が実現できれば、消費の活性化と仕事の活力を生み出し、地域経済の活性化、特に賃金が低く抑えられている地域の活性化が期待できます。全国どこにおいても、生きていける「国民生活の最低保障」がつくれ、若者・労働人口の大都市への一極集中を是正する土壌を作り出します。また、世界に後れをとっている最低賃金額を大幅に引き上げていく道を作り出します。

Q3 どんな法改正を求めているのですか？

A 私たちが求める法改正の第 1 のポイントは、現行法での「地域別最低賃金」を、「全国最低賃金」として全国一律額による最低賃金の制度に改めることです。広がった地域間格差を最高額の東京も引き上げながら、解消するための期間として、公布から 5 年程度の経過後に施行することを定めます。また、現在、最低賃金法の適用除外になっている公務員にも適応するように法改正します。

第 2 のポイントは、最低賃金額の決定を 2 要素とし、「①科学的な最低生計費調査に基づいた労働者の生計費、②労働者の賃金を考慮して決める」に法改正することを求めます。現行法の 3 要素「その地域の労働者の①生計費と②賃金、③事業の支払い能力」のうち「事業の支払い能力」は削除します。

全国最低賃金は、中央最低賃金審議会での調査審議をふまえて決定することに改めることが第 3 のポイントです。地方最低賃金審議会は、地域ごとの特定最低賃金（産業・業種別）の調査審議を役割とすることに改めます。

第 4 のポイントは、中小企業における「全国最低賃金」の円滑な実施を図るため、中小企業に関する取引の適正化、財政上・税制上及び金融上の支援措置、その他の必要な措置を講じなければならないことを国に義務づけることを定めることです。

Q4 現行法の地域別最賃では、いけないのですか？

A 現行法の地域別最賃では、地域ごとに最低賃金の金額が異なり、労働者の生活を保障するナショナルミニマムとしての役割を果たしていないからです。最高の東京都と最低の県で220円（19.8%）もの格差となり、15年で2倍に地域間格差が拡大しています。

同系列のコンビニで同じ値段の商品を扱っていても賃金は地域毎、販売店ごとに差が生じています。その格差のベースとなる原因として、地域別の最低賃金があります。最低賃金の地域間格差は、労働者の賃金格差となり、生活保護、年金、公務員賃金、保険料に至るまで様々な制度の格差となり悪影響となっています。その結果、時給の高い都市部に労働者が偏在するなど、人口の一極集中や地域経済の疲弊を招いています。

Q5 ランク制の是正を待っても良いのですか？

A 2023年の改定審議はランク数が4から3に是正されるなかでおこなわれました。これは、これまでのC・Dランクの地方で上積みが毎年重ねられるなどの運動の成果です。これまで、中央最低賃金審議会が出す目安は、上位ランクの目安額を下位ランクの目安額が上ったことではありませんでした。今回、ランク数が4から3に是正されるなかで、地域間格差の是正が期待されましたが、中央最低賃金審議会は「Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円」（2023.7.28）と格差を拡大する目安をだし、ランク制を是正しても、地域間格差が是正されないことが明らかになりました。

現行法の最低賃金は「その地域の労働者の①生計費、②賃金、③事業の支払い能力」を考慮して決められています。ランク制である限り、最低賃金の低い地域は、その現状の支払い能力や経済状況が勘案され、最低賃金額が決められるため、低い地域は低いままに決定される構造的な問題もっています。現行法にもとづく厚労省や中央最低賃金審議会の立場は地域間格差の「解消」ではなく、「拡大抑制」です。最低賃金額が高い地域では低い地域を考慮することで、思い切った引き上げができません。ランク制の地域別最低賃金制をとっている限り、地域間格差は解消されません。

仮に、岸田首相のベース（3.5%）での引き上げでは、平均が1,500円に到達するのは、12年後の2035年です。最低額の893円の地域が到達するのは、16年後の2039年です。現行の最低賃金法が、こうしたことを放置することを許すものだとすれば、もう法改正するしかないと考えます。

Q6 なぜ「事業の支払い能力」は削除するのですか？

A 最低賃金法は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図る」ことで、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」ことを目的としています。労働者の最低限の暮らしを保障する労働基準に、企業の支払い能力の大小をいれることは誤りで、最低賃金額を決める要素から削除すべきです。

厚労省は「事業の支払い能力」の根拠に、ILO[※]131号条約の「経済的要素」をあげています。しかし、この条約は発展途上国における最賃額の設定を想定した条約で、「経済的要素」の具体的内容は「経済開発上の要請、生産性の水準と高水準の雇用を達成し維持することが望ましい」としています。そもそも、この条約は発展途上国を想定されているとはいえ、労働者とその家族が生活できる水準とすることが第一の決定要素とされていて、「経済的要素」はその次の要素として位置付けられています。

先進国を標榜する日本が「経済的要素」を水準決定の要素に含むことは、世界から見れば異常です。まして「事業の支払い能力」が「生計費」や「一般的な賃金」と同列の決定要素とされるのは間違いです。先進国でILO131号条約の「経済的要素」を決定要素に含む国はありません。

日本では「経済的要素」を「事業の支払い能力」という言葉に変えられ、「支払いが可能」な経営状況」という間違った解釈が広げられてきました。「事業の支払い能力」が決定要素にある限り、企業に払える能力がつくまで、最低賃金を低いまま放置しておくことを許してしまいます。逆に、最低賃金を引き上げて、企業の活性化を促すのが最低賃金制度の本来の役割と考えます。審議会では使用者側（経営者団体の代表）が「中小企業がつぶれる」と引き上げに反対しますが、「30円引き上げたら会社がつぶれるか」と質問されると答えられません。※国連の専門機関である国際労働機関（International Labour Organization）

Q7 全国一律では中小企業が大変になるのでは？

A 全国一律最低賃金にすると、中小企業の経営困難が困難になる、特に下位ランクの地域の中小企業が一層深刻になるのではという意見があります。確かに、業況の厳しい地方では容易なことではありません。しかし、だからといって、全国一律にせず、下位ランクの最低賃金を低いまま放置していたのでは地域間格差が拡大するばかりで、地域の活性化にはつなげられません。現在、大きく開いてしまった地域間格差を解消するには、個々の企業努力だけに任せず、一度、政府の責任でフラットにする以外にないと考えます。

地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が全国一律法の改正に対応できる特別な支援策(「中小企業への直接支援」「公正取引の実現」「有効需要の創出」等)と、財政措置を国に義務付ける法改正をおこなうよう私たちは主張しています。財源の確保には、大企業の内部留保を活用することを求めています。

「大半の経営者は賃上げのために国や自治体の支援制度を受ける気がない」(中小企業家同友会の幹部)とされます。労働組合の強い要求交渉が必要です。

Q8 特定最低賃金はどのようなのですか？

A 特定最低賃金は、特定の産業について設定されている最低賃金です。私たちの特定最低賃金の考え方は、当然、「全国最低賃金」額を上回るものであり、看護や介護など国家資格で働く労働者や、通常どこでもある業務で働く労働者の賃金は、全国一律の特定最低賃金となるべきであり、中央最低賃金審議会で決めるものと考えます。

ただし、特定の限られた地域にしかない特有の産業・業種があり、地方最低賃金審議会はこの特定最低賃金の審議をおこなうものとして、残すこととなります。たとえば、現在ある特定最賃の中では、「ガラス」の職種に関するものがありますが、一般的な窓ガラスではなく、工芸品のガラス製品を製造している地域で、その技術・工法を守るために、特定最賃を定め、人材を確保・育成するというケースも想定されると思います。

Q9 最低賃金の水準についてどう考えますか？

A 今回の「法改正案の4つポイント」には、「全国一律」の水準については、「健康で文化的な最低限度の生活を確保するために必要な賃金の最低額」としています。現行法では「健康で文化的な生活水準＝生活保護水準」となっていますが、最低賃金は働いて得る賃金であり、同じにはできません。さらに「健康で文化的な」水準は、常に変化するものであって、向上が目指されなければならないと考えます。

「全国一律」の法改正が施行する時点の水準は、その時点の地域別最低賃金の最高額を下回る水準はありません。それは、厚労省が「最低賃金は、法的効力を有するものとし、引き下げることはできない」としたILO131条約を遵守することを明言し、これまでも「マインス」改定をしていないことから明らかです。

かつて、全労連は「法改正要求大綱」の検討の中で「その水準は労働者一般の平均年収ベースで50%を下回ってはならない」と議論していましたが、今回の法改正では、水準問題にはふれず、全国一律にさせることを優先させる立場で、「4つのポイント」にしばって提

案をしています。

Q10 法案を実現させる運動と道筋は？

A この間の国政選挙で最賃1500円を公約に掲げる政党が増え、自民党内での最低賃金一元化議論、立憲民主党内に最低賃金アップ問題ワーキングチームが立ち上げられています。2020年から3年間で、223議会で「最賃引き上げ」を決議し、政府に意見書を提出しています。私たちの運動は、ほぼすべての政党に国政選挙で最低賃金の改善を公約に掲げさせるなど政治課題に押し上げてきました。

しかし、「全国一律制」を公約として掲げている政党は、日本共産党、社民党、国民民主党、れいわ新選組の4党にとどまっています。223の自治体決議のうち、「全国一律」を要求したのは、36議会となっています。私たちがすすめてきた法改正を求める最低賃金署名の紹介議員は、衆参あわせて122人中713人中17.0%です(2023年4月現在)。引き上げの必要性は確実に広がっていますが、地域間格差を解消し、法改正を求める政策を十分に広げるには至っていないのが到達です。2024年春の通常国会での法案成立をめざすため、次の運動をすすめます。

(1) 職場・地域での学習会

まず「法改正の4つのポイント」について組合員と共有し、深めます。全国一律への法改正を前面に出して、職場・地域での学習と理解を広げます。

(2) 国会議員、政党への総当たり(2023年6月～12月)

最低賃金制度を変えろという決断を行うのは政治であり、国会議員・政党です。6月から年内にかけて、国会議員、政党に総当たりし、「4つのポイント」で対話し、賛同を得る活動をすすめます。4つのポイント一つひとつについて、賛同を求めます。これは、全国一律と中小企業支援では賛同できるが、支払い能力の削減には賛成できないなどの議員も含めて幅広い賛同を取り付ける計画です。地元選出の国会議員は、地方・地域組織が単産と協力してあたります。多数の賛同を得て秋の臨時国会で改正法の発議につなげます。

(3) 署名、宣伝、他労組・諸団体要請

署名、宣伝、他労組・諸団体要請を旺盛に取り組みます。現行署名は今国会までとし、その後、新署名に取り組みます。マスコミ、SNSを活用して世論の広がりを作りだします。

(4) 地方議会意見書運動、経営者団体要請など

全国一律を前面に押し出した地方議会意見書運動、経営者団体要請などに取り組みます。以上



-12-

全労連東海北陸ブロック 2024年最賃キャラバン資料

最低賃金マップ 2023改定確定

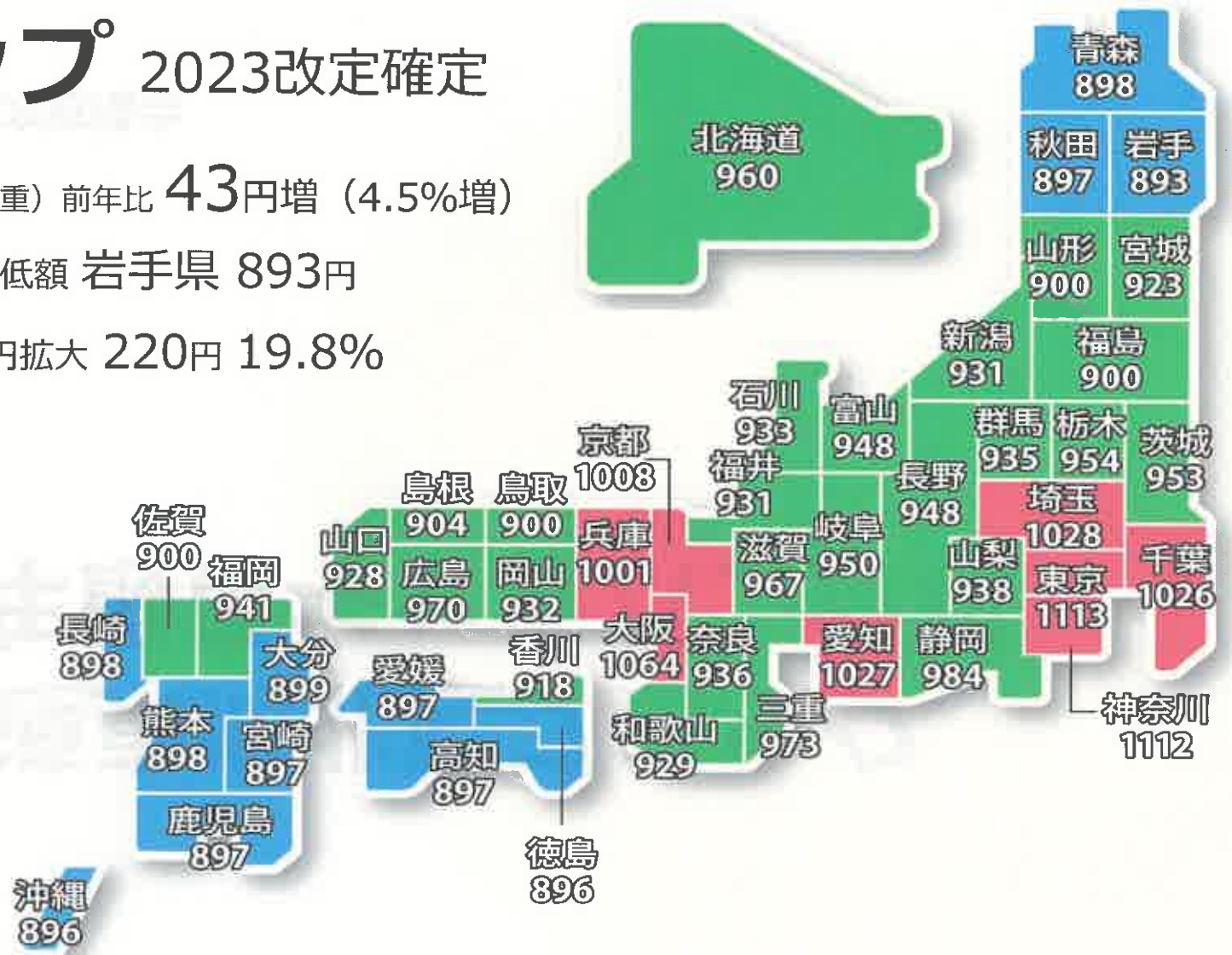
全国平均 1,004円 (加重) 前年比 43円増 (4.5%増)

最高額 東京 1,113円 最低額 岩手県 893円

地域間格差は、昨年より1円拡大 220円 19.8%

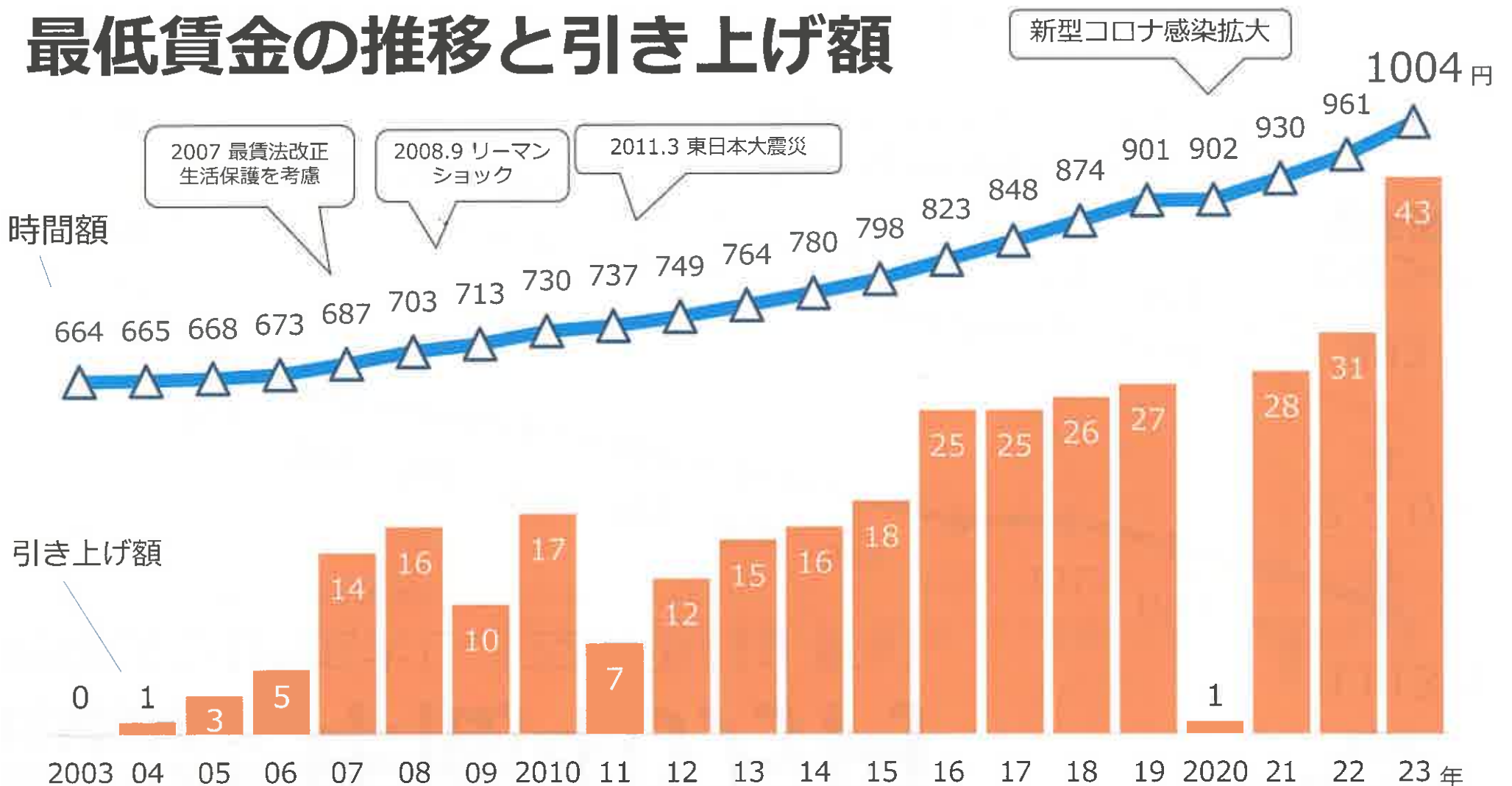
地域別 最低賃金マップ

- 1,000円台 8県 17.0%
- 900円台 27県 57.4%
- 800円台 12県 25.3%



-2-

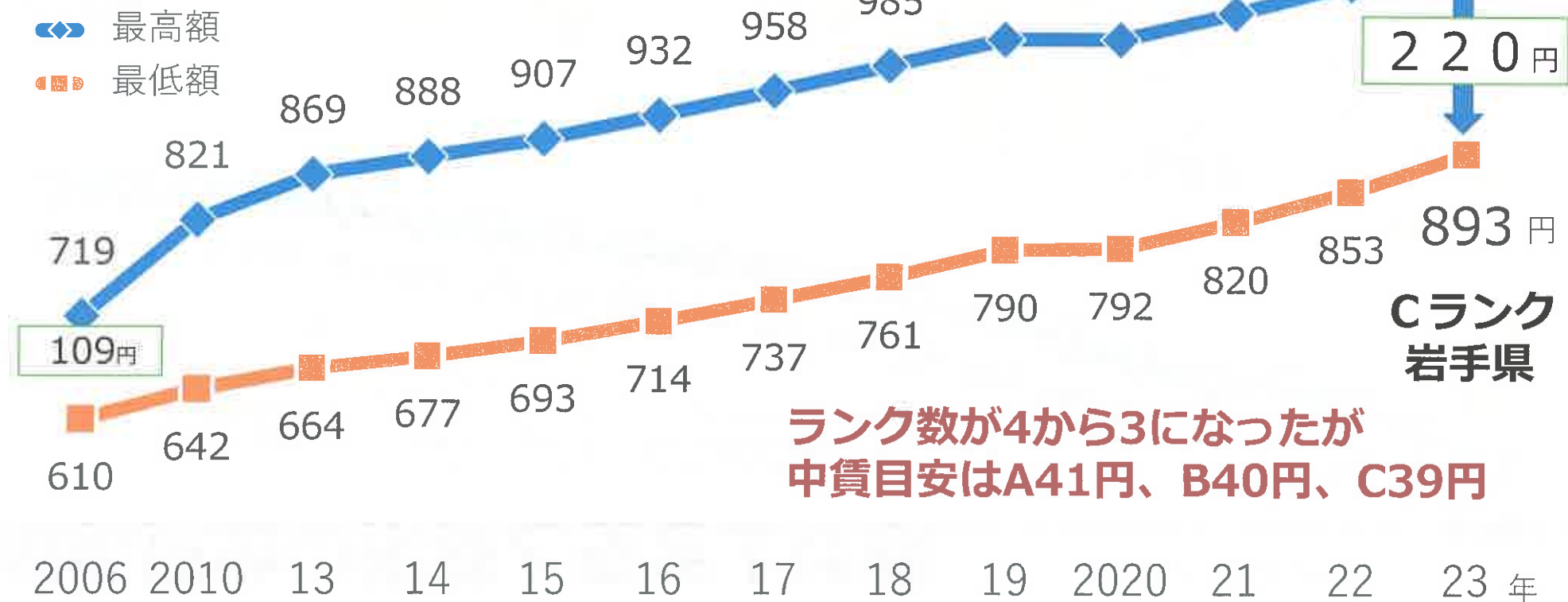
最低賃金の推移と引き上げ額



最低賃金の地域間格差 年間40万円

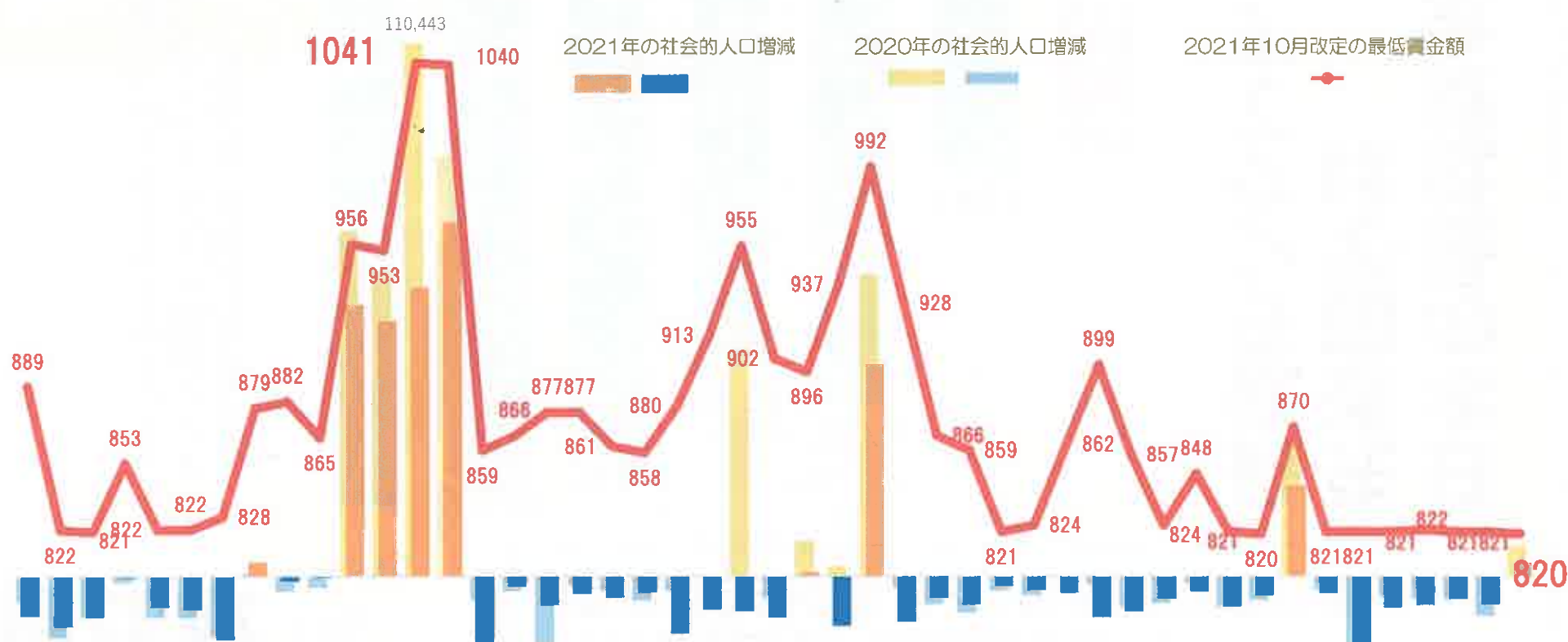
昨年より1円拡大し、220円（19.8%）

※ 年間40万円は年間1800時間の労働時間で算出。220円×1800時間＝39万6千円。



-4-

2021年 地域最低賃金と人口の社会的増減の比較図 最低賃金が高い都市部に人口が流出



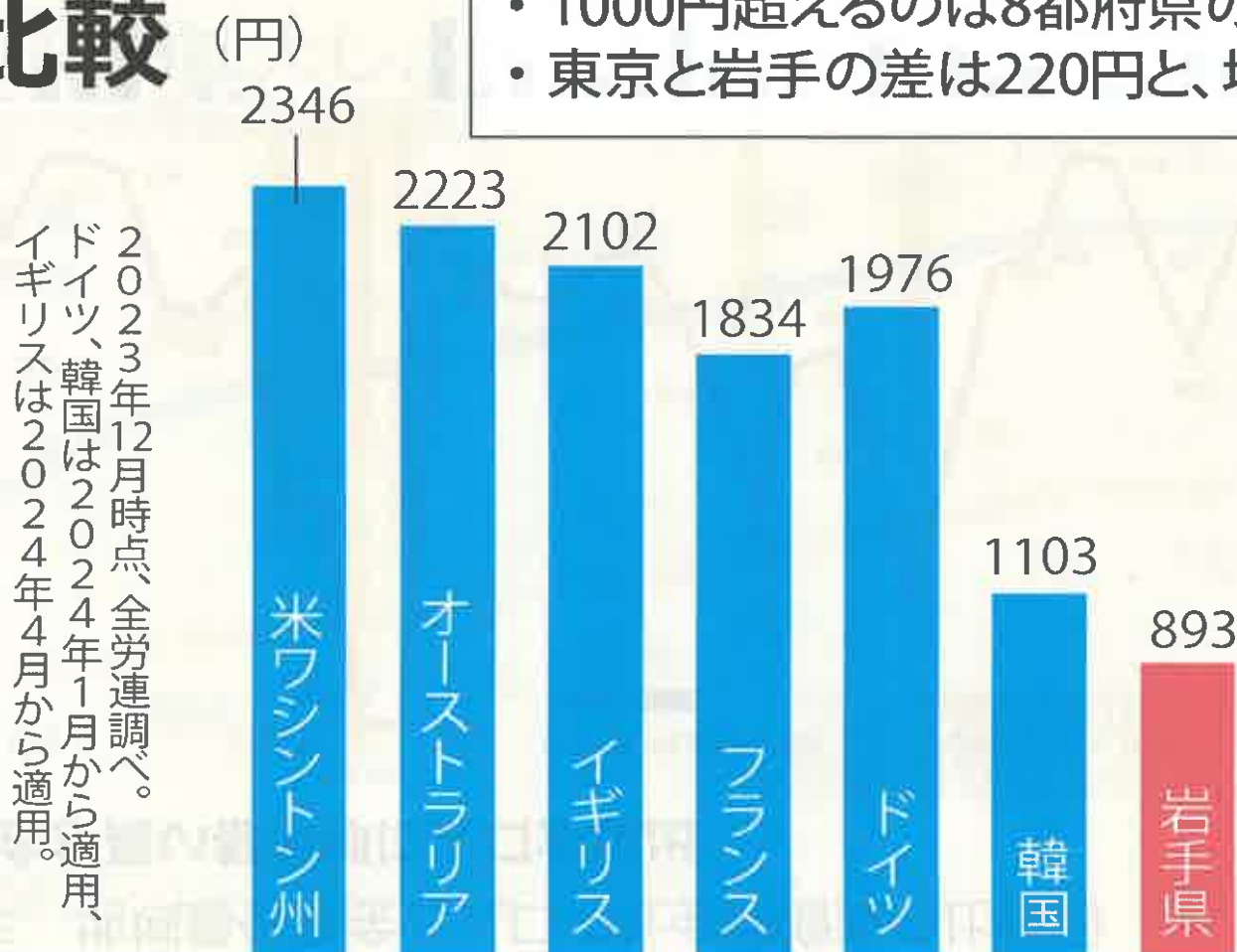
北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県 富山県 石川県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長門県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

※ 総務省統計局：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（2021年1月1日現在）より、全労連作成

最低賃金 国際比較

日本の現状

- 全国一律ではない
- 1000円を超えるのは8都府県のみ
- 東京と岩手の差は220円と、地域間格差が深刻



日本の最低賃金は
先進国では
最低ランクです

-6-

負のスパイラル!

地方の
地域経済が悪化

最低賃金の
格差が拡大

人口が流出

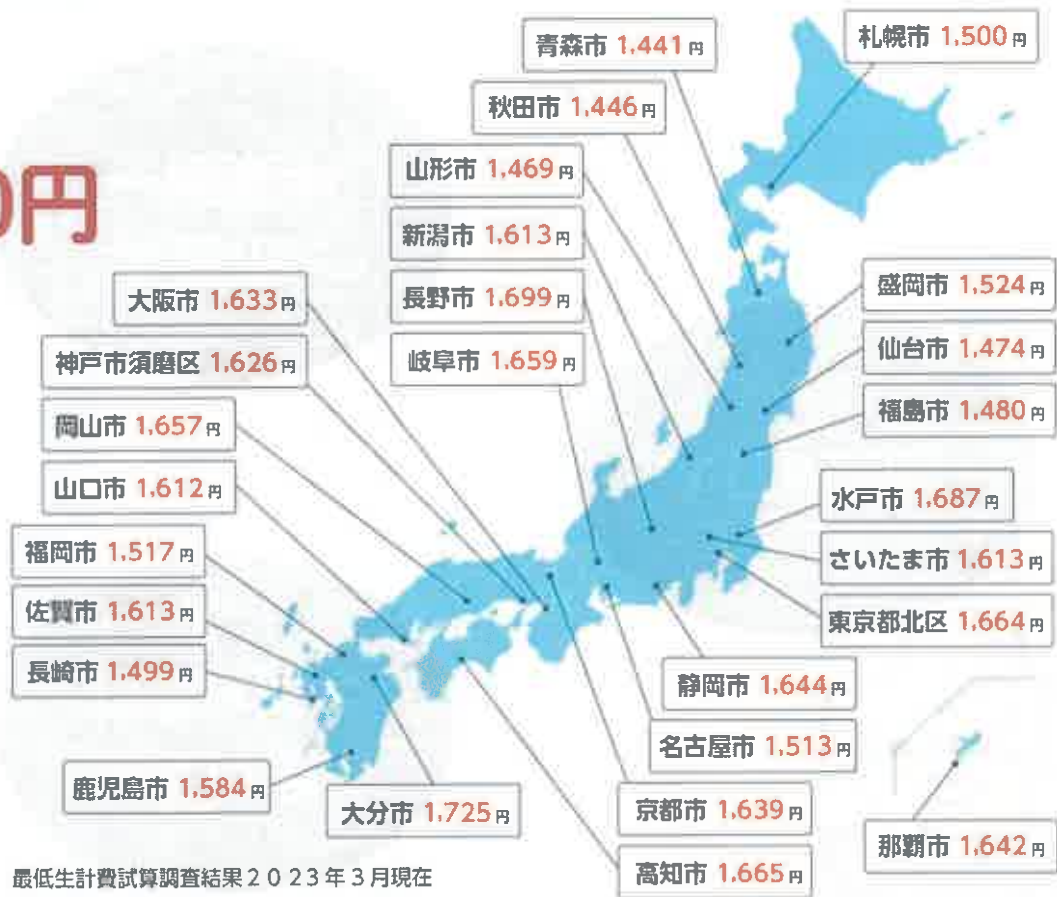
大都市に
一極集中



全国どこでも 1,500円～1,600円 以上必要

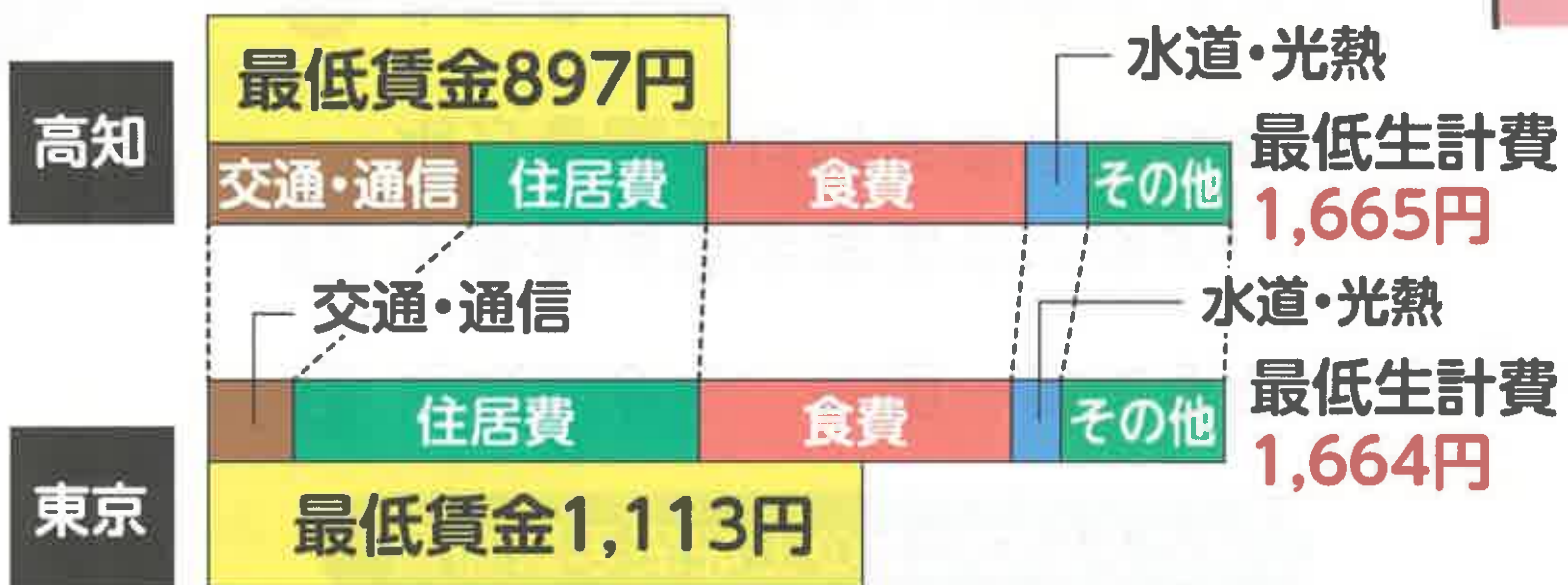
最低生計費試算調査

これまでに48,000人が参加



最低生計費試算調査結果 2023年3月現在
(静岡県立大学短期大学部 中澤秀一准教授監修)

最低生計費はどこも同じ!



最低賃金法改正の4つのポイント

- ① 地域別から、全国一律にする
- ② 中央最低賃金審議会で決め、地方審議会は特定最賃を決める
- ③ 生計費と労働者の賃金で決める
- ④ 中小企業支援は国の義務に



中小企業支援の強化で全国一律最低賃金制の実現へ

提言の第一 直接支援

- ① 助成金の支給
- ② 社会保険料の減免

提言の第二 公正取引

- ① 適正取引の実現
- ② 独占禁止法の改正
- ③ 下請代金支払遅延法の履行確保と法改正

提言の第三 地域循環

- ① 社会保障分野の中小企業支援
- ② 有効需要の創出
- ③ 関係法の改正
- ④ 地域金融機関の強化

全国一律最低賃金で地域活性化 ～中小企業支援の提言～

はじめに

- 1 直接支援
- 2 公正取引
- 3 地域循環

提言の第一 直接支援

① 助成金の支給

② 社会保険料の減免

③ 助成